

第三編  
原 始 • 古 代

# 第一章 日本文化のはじまり

## 二 無土器文化（先土器文化）

### 一 洪積世の日本

地球上に人類が誕生したのは、地質学でいう洪積世の初期のことである。洪積世は氷河時代ともいわれ、今日よりも寒冷な氷期と、比較的温暖な間氷期とがいくたびか繰り返し訪れた。この時代の人類は、打製石器を使い、狩猟・漁労・採集を主とする生活を営んだ。考古学では、この段階を旧石器時代と呼んでいる。

洪積世の日本列島は、まだアジア大陸と陸続きであり、ナウマン象・マンモス象などの大型の動物が往来していた。近年、愛知県牛川・静岡県三ヶ日・浜北・大分県聖岳などの石灰岩の地層から、洪積世の化石人骨が発見されており、人間の集団も東アジア一帯から、動物の群れを追つて日本に移住してきたものと考えられる。

昭和二十四年（一九四九）群馬県岩宿の関東ローム層（洪積世末期の赤土層）から、打製石器が発見されて以来、全国各地の洪積世の地層から石器が発見されるようになった。この時期の文化は、打製石器を使用するだけで、まだ土器を製作、使用していないところから、先土器文化（無土器文化）と呼ばれている。

最初の石器は、河原石のまわりを打ちかいてつくった、打撃用の粗末な道具（握槌）であったが、次第に切断の機能をもつ、ナイフ形石器（石刃）、刺突の機能をもつ尖頭器など、用途に応じて分化した石器が、大量に生産されるようになつた。この時代の末期に、尖頭器の一種として現れた石槍は、狩猟方法に飛躍的な進歩をもたらすものであつた。

#### 〔参考〕

**年代の表し方（西暦）** キリスト紀元（西暦）は、キリスト生誕の年（正しくは生誕後四年）を起点にとする

# 第1章 日本文化のはじまり

地質年表・旧石器文化年表

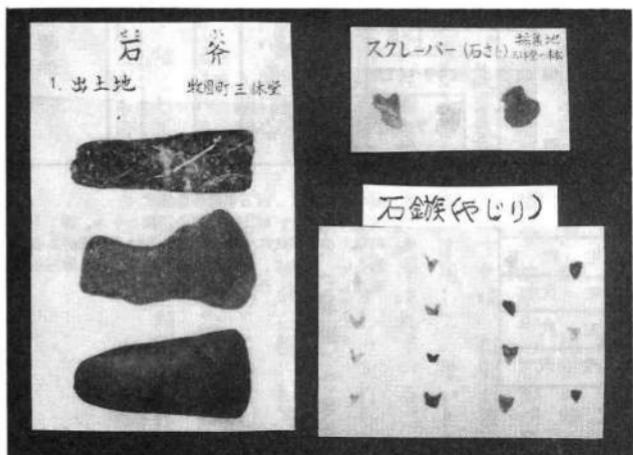
地質年代(水河)			世界史			(関東ローム層)日本史	
1	新	沖積世	新石器文化			弥生文化	日本列島できる 宗谷海峡(1.2) 朝鮮海峡(1.8)
			後水期	青銅文化	鉄文化		
3	生	洪	後	マトレーヌ文化 オリュック文化 ミコキ文化	新 人	立川ローム層	縄文文化
15	紀	積	W	中期旧石器文化	ルバムスティア文化	古 人	後期
50	代	世	R	アシユール文化 アブギュ文化	クラクトン文化	下木古層	前期?
200			M	前期旧石器文化	原人	多摩ローム層	多摩ローム層
6500			G	オルドバイ文化	ビチカントロブス		
22500				カフ文化	ハイデルヘルクス		
57000					アラストラロビテクス		
85000					猿人		
450000							
第三紀			(注)ア、表中の文字は、何万年前かを表す。 イ、G: ギュンツ、M: ミンデル、R: リス、W: ウルム ウ、洪積世の実年代については、いろいろの説があるようであるが、本表は、岩波新書の「日本列島、第三版」を参考にして作成した。				
中生代							
古生代							
原生代							
始生代							

紀年法である。紀元前はB.C. (Before Christ)、紀元後はA.D. (Anno Domini)主の年として示される。ヨーロッパの宗教紀元をとりいれるのは、おかしい気もするが、日本史を世界史的背景のもとに理解する意味で用いられるのである。

**世紀について** 歴史上年代を表す単位として、ふつう世紀という言葉が使われる。一世紀というのは一〇〇年間のことである。つまり紀元一年から一〇〇年までが一世紀、紀元一〇一年から二〇〇年までが二世紀、紀元一〇〇一年から一一〇〇年までが十一世紀である。同じ方法で今年は西暦一九九一年であるから二十世紀ということになる。

### 二二 旧石器時代の鹿児島

昭和三十年代になり、九州でも長崎県などで旧石器時代の遺跡が発見されたが、本県では川内市で尖頭器と呼ばれる石器が見つかっているにすぎなかつた。しかし、昭和四十年（一九六五）に池水寛治氏により出水市の上場遺跡が発見され、旧石器時代の遺跡であることがわかつた。



一本松遺跡出土遺物

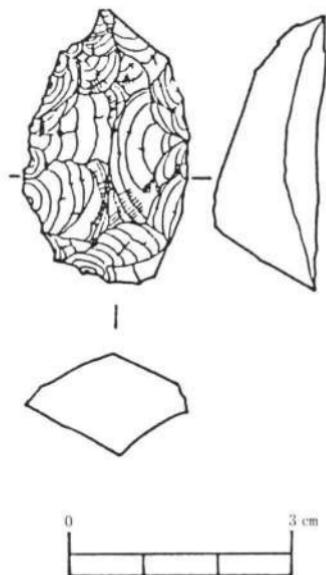
ると、県内からも次々と旧石器時代の遺跡が見つかるようになってきた。こうして現在県内では、出水・川内・

牧園町では旧石器時代の遺物として、宮園原遺跡（万膳）から黒曜石・黒曜石製の三稜ポイントを採集している（図）。

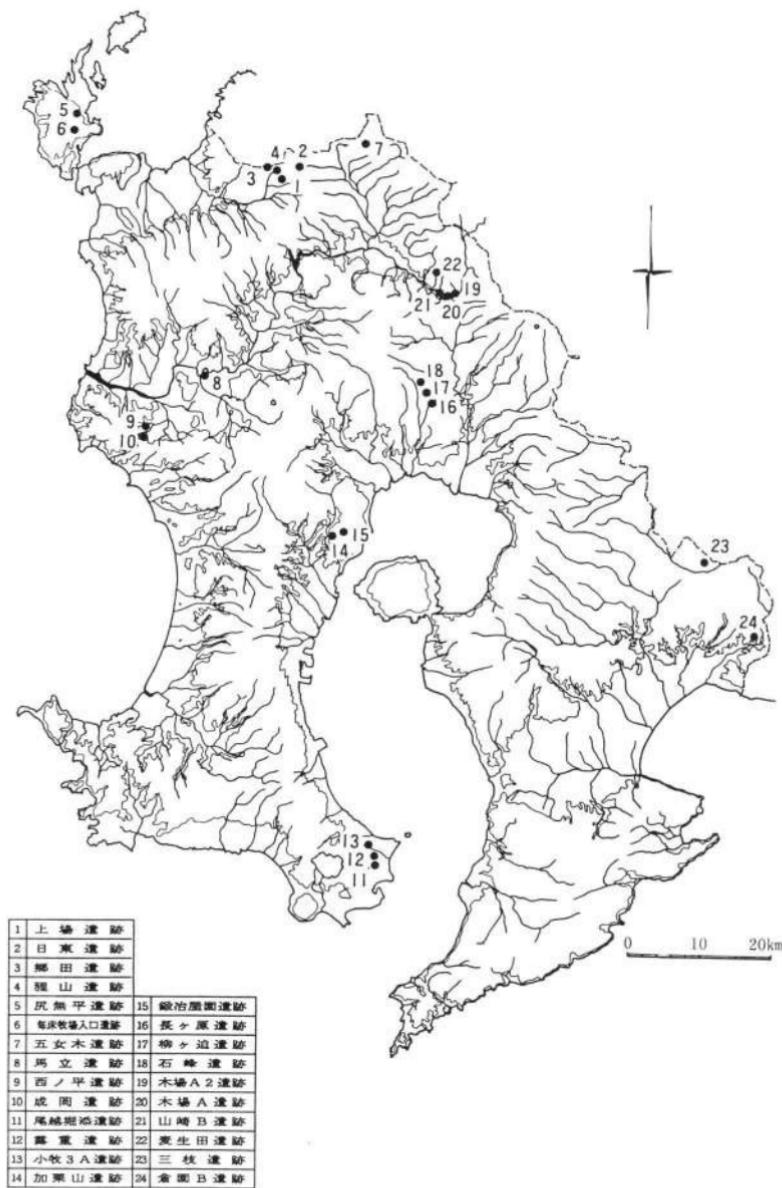
#### 四 牧園町の旧石器時代の遺物

指宿・栗野などを中心に四〇か所を超える遺跡が発見されている（県教委発行「鹿児島県埋蔵文化財の知識」参考）。

三稜ポイント



## 旧石器時代 遺跡分布図



## 第二章 繩文時代

### 一 繩文文化

今から約一万二〇〇〇年ぐらい前、洪積世の終わりころ、土をこねて、入れ物の形をつくり、火で焼いて初めて「土器」というものができた。その技術は各地に広まり、やがて土器の表面に縄目の文様をつけるようになり、沖積世という今から約一万年ぐらい前、この縄目の文様のほかにも貝殻とか押し型などいろいろな文様もあるが、これらをまとめて「縄文土器」と呼んでいる。そして、この縄文土器を使っていた時代を「縄文時代」と呼び、紀元前一万年から紀元前三〇〇〇年まで約一万年続いた。

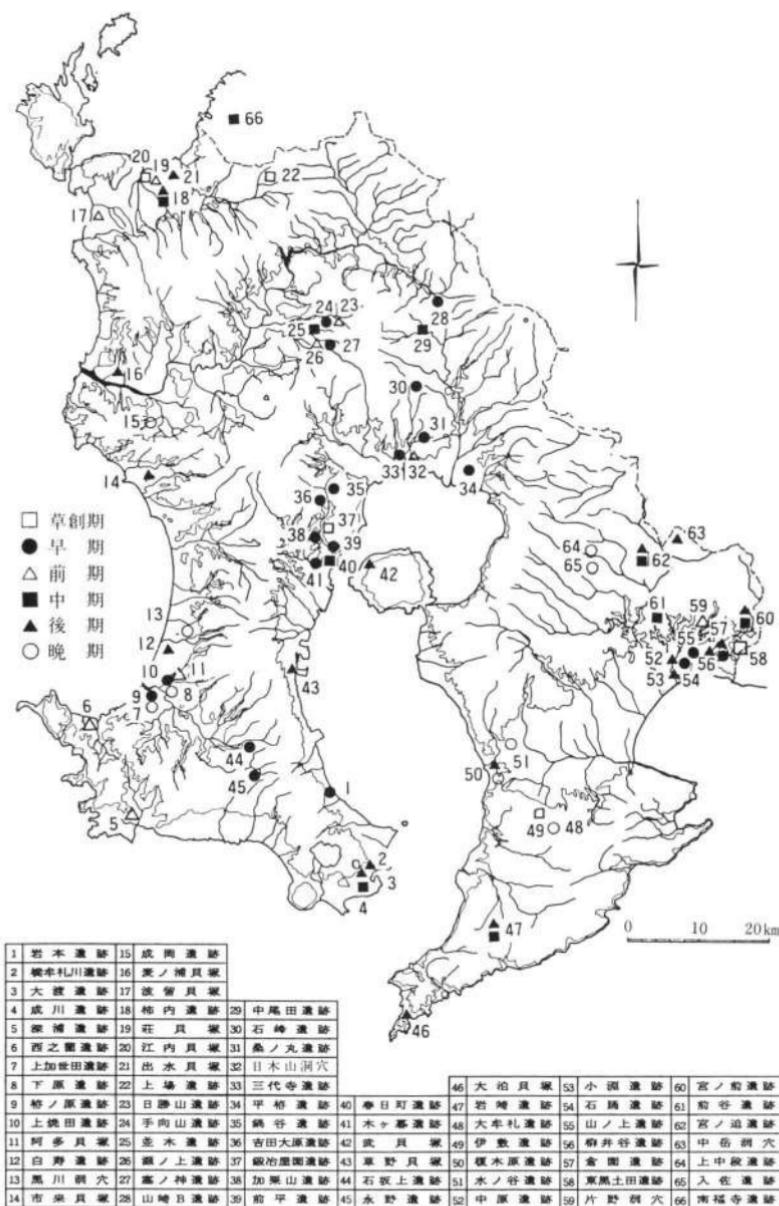
このころの人々は野山をかけまわり、イノシシやシカなどを狩ったり、木の実や草の根をとつて生活し、海辺に近い人々は貝や魚をとつて食料についていたことがわかっている。住居は見晴らしの良い小高い丘や、台地の上

に地面を四角や丸に掘り下げて、カヤなどの草でふいたとがった屋根をつけた「堅穴住居」がふつうで、洞窟や岩陰なども住居として使われた。

火は外でたくのがふつうで、石で囲った炉や、焼き石を集めた所などが見つかっている。衣類はまだ発見されていないが、土器に縄目の文様や、網目の文様、席目の文様、布目の文様などがついているので、草や木の織維を使った簡単な織物があつたことがわかつており、動物の毛皮なども使われていた。当時の人々は自然界に対して、強い恐れの気持ちをもち、いろいろな呪いをして身を守り、土や石で妊婦をかたどった「土偶」「岩偶」や「石棒」などは、わが身を守つたり、子孫繁栄、豊かな実りを願うなどのお祈りをする道具として使用された。

また、抜歯の風習や、人が死ぬと素掘りの穴に手足を曲げて埋葬する屈葬の風習があり、海辺近くの人は貝や魚を捕つて食料にし、その貝殻や魚の骨などの食べかすを定まつたところに捨てていた。そのような、貝殻などがたくさんたまつたところが貝塚で、貝塚の中には貝殻や骨だけでなく、多くの土器・石器、装飾品なども捨てられており、この貝塚から見つかる土器を、その文様の

## 縄文時代 遺跡分布図



特色や形によって分け、その前後の関係からその貝塚の  
およそ年代や、利用された期間を知ることができる。

## 二 牧園の縄文文化

牧園町の縄文土器・石器・石鎌（矢じり）などは、たまたま地表に露出していたものや、田畠を耕した時などに採集したものであった。昭和六十年に国分・隼人テクノポリス建設地区埋蔵文化財分布調査が実施され、それまで一ヵ所であった遺跡が三八か所に増えた。また、その後昭和六十三年度に界子仏遺跡・高天原遺跡の県営広域関連農道整備事業（市後柄地区）に伴う埋蔵文化財発掘調査が実施され、九か所の遺跡が新たに確認され、牧園町管内遺跡地名表に見られるような四七か所の遺跡が知られている。その中で、縄文土器の出土した遺跡が二三か所で、早期・前期・中期・後期に至る土器が出土していることがわかる。

牧園町管内遺跡地名表

番号	遺 跡 名	所 在 地	地 形	時 期	遺 物 等	備 考	旧番号
1	大 霧	万膳小字大霧	高地	縄（前）	石鎌、石斧、春日式土器片		地—7
2	永 野	国有林への44小班	台地	縄（前・中）	春日式・岩崎上層式土器、打製石鎌、磨製石斧		地—1
3	大 窪	万膳小字大窪	平地	縄（前）	縄文式土器片（文様なし）		地—8
4	七 曲 I	〃 錆 河	畑	古 墳	成川式土器片		62—1
5	〃 II	〃 "	台地	縄（早・前中期）	前平式・石坂式・轟式山型押型文土器ボイント、鎌		62—2
6	巡 礼 塚	〃 "	畑	古 墳	成川式土器片		62—3
7	井 の 手 平	〃 小字井の手平	台地	古墳～歴史	成川式土器、土師器		テ—2
8	前 平	〃 小字前平	台地	古 墳	成川式土器		テ—4
9	成 政	〃 小字成政	斜面地	"	"		テ—1
10	宮 園 原	〃 小字宮園原	段丘	旧石器・古墳	三稜ボイント・成川式土器、土師器		テ—3

番号	遺跡名	所在地	地形	時期	遺物等	備考	旧番号
11	坂下	万膳小字坂下	平地	縄(前)	轟式の土器片		地-6
12	古屋忠	〃小字古屋志	台地	古墳~歴史	成川式土器、土師器		テ-5
13	浅谷	〃小字浅谷	台地	古墳	成川式土器		テ-6
14	供養塚	〃小字供養塚	斜面地	縄文・古墳	縄文式土器、成川式土器		テ-7
15	梶の場	〃小字梶の場	台地	古墳	成川式土器、土師器、石鏃		テ-8
16	落水田	〃落水田	台地	縄文			
17	内之野	三体堂内之野	平地	縄(前)	石鏃、石小刀、押型文土器片、轟式・指宿式・御領式の土器片		地-4
18	赤子I	〃小字赤子	平地	縄(早・前・後)	石鏃、曾烟式・押型文塞ノ神式・轟式・阿高式・前平式・市来式の各種土器片		地-5
19	赤子II	〃〃	平地	縄文・古墳	縄文式土器、成川式土器、土師器		テ-9
20	池ヶ谷	〃小字池ヶ谷		古墳	成川式土器		テ-10
21	一本松	三体堂小字一本松	平地	縄(前)	曾烟式土器		地-3
22	中野	〃中野	平地	縄(前・中・後)	曾烟式・阿高式・鐘ヶ崎式土器、摩製石斧、敲石スクリーパー		地-2
23	川底	〃小字川床	畠	弥生	弥生式土器8個、祝部式土器片2個、轟式・御領式・弥生式の土器片		地-9
24	中野古墳	〃小字中野	平地	古墳	須恵器		地-10
25	中野	〃小字都口	畠	〃	〃		地-12
26	弓張	宿窪田小字弓張	台地	古墳~歴史	成川式土器、土師器、須恵器		テ-11
27	牧山	宿窪田小字牧山	台地	古墳	成川式土器		テ-27
28	谷門	下中津川小字谷門	台地	縄文・古墳~歴史	縄文式土器、成川式土器、土師器、石匙		テ-14
29	真角原	宿窪田小字真角原地	台地	縄文・古墳~歴史	縄文式土器、成川式土器、土師器、青磁、石鏃		テ-12
30	雷之原	下中津川小字雷之原	台地	縄文・古墳	縄文式土器、成川式土器		テ-13

## 第2章 繩文時代

番号	遺跡名	所在地	地形	時期	遺物等	備考	旧番号
31	大 飼	下中津川小字犬飼	畠	古 墳	祝部式の土器片		地-11
32	稼 原	持松小字稼原地	台地	繩文・古墳～歴史	繩文式土器、成川式土器、土師器、須恵器、石鏃		テ-22
33	地頭原	下中津川小字地頭原	台地	古墳～歴史	成川式土器、土師器		テ-23
34	星合原A	〃 小字星合原	台地	〃	〃		テ-24
35	〃 B	〃	台地	〃	〃		テ-25
36	西ノ原	〃 小字西ノ原	台地	繩文・古墳～歴史	繩文式土器、成川式土器、土師器		テ-26
37	向中原	持松小字向中原	台地	〃	繩文式土器、成川式土器、土師器、石匙		テ-15
38	市後原	〃 小字市後原	台地	〃	〃		テ-16
39	辻ノ原	〃 小字辻ノ原地	台地	繩文・古墳	繩文式土器、成川式土器		テ-17
40	崩 渡	〃 小字崩渡	台地	繩文後期	指宿式・石斧、磨消繩文		
41	界子仏	〃 小字界子仏	台地	繩文早期	石坂式・平柄式・押型文、石斧	S 63牧園町教委調査	
42	アカハゲ頭	〃 アカハゲ頭	台地	繩文早期	貝殻条痕文土器		
43	高天原	〃 アカハゲ	台地	繩文後・早期	平柄式・指宿式	S 63牧園町教委調査	
44	大合原	〃 小字大合原	台地	古墳～歴史	成川式土器、土師器		テ-18
45	高尾尻	〃 小字高尾尻	台地	〃	〃		テ-19
46	榎原	〃 小字榎原地	台地	繩文・古墳～歴史	繩文式土器、成川式土器、土師器		テ-20
47	権溜	〃 小字権溜	台地	古墳～歴史	成川式土器、土師器		テ-21

(注) 地一〇 地名表

テ一〇 テクノ分布調査

## 牧園町の遺跡分布地

えびの市



### 三 町内出土の縄文式土器

本町で出土した土器片や石器・石鏃の主なものをまとめたものが次ページの写真である。

縄文中期（四〇〇〇～五〇〇〇年ほど前）の、阿高式土器が三体堂中野から出土しているが、この土器については、鎌木義昌編「縄文時代・日本の考古学」二七六ページに「鹿児島県姶良郡牧園町三体堂中野遺跡」として、下の図のよう阿高式土器の復原図と説明が記載されている。すなわち、「三体堂中野遺跡出土の阿高式土器は、凹線文が胴部より上方につまり、口の部分のわらび手文様と、下部の横線、曲線文の組合せで文様をかざる、典型的な阿高式土器である」と。縄文式土器には、それぞれ土器の形式があるが、町内出土の主な形式は次のとおりである。

- 前平式 ○ 塞ノ神式 ○ 曾畠式 ○ 藤式 ○ 春日式
- 阿高式 ○ 鐘ヶ崎式 ○ 市来式 ○ 平格式 ○ 指宿式 ○ 石坂式

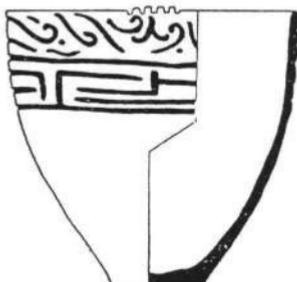
なお、今後計画される、本格的な発掘調査により、新

しく、発掘される可能性は十分あり、古代の人々の生活を知る道しるべにしていきたいものである。

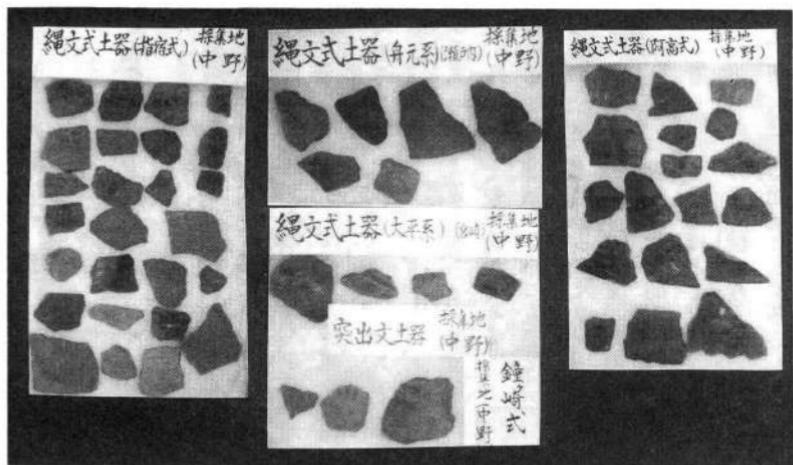
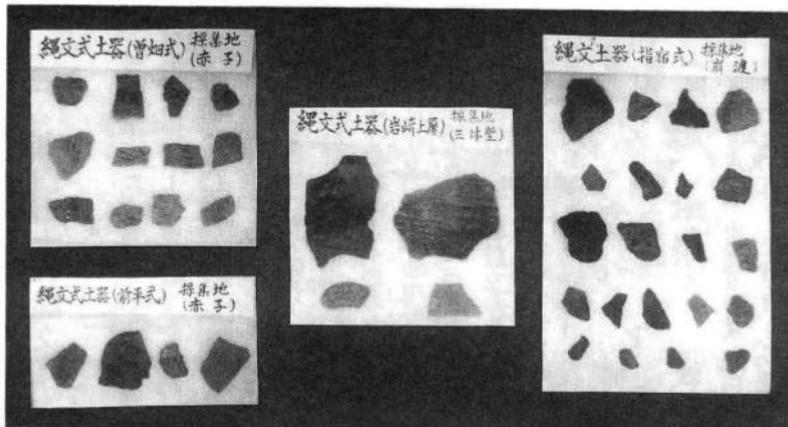
万膳大霧・三体堂・高千穂の高原地帯は今でもイノシシ・シカ・ウサギ・タヌキ・キジなどがたくさん生息している。縄文時代の人もこれらの動物を毎日追いかけ、山野をかけ回っていたことであろう。

次に、家犬の骨格が、縄文時代の貝塚から発見される。その中には、丁重に埋葬した例がかなり数多く知られ、これは、犬が他の動物とは異なった扱いを受けていたためである。長い縄文時代を通じて犬は、唯一の家畜であった。そして、この縄文人にとってよき伴侶であつた家犬は、とりわけ

その資質からみて、狩猟のさいに重要な役割を果たしたと思われる。縄文時代の犬は、比較的小形のものがほとんどで、今日の柴犬などはこの血統に属するらし



阿高式縄文土器復原図  
(三体堂中野遺跡出土)

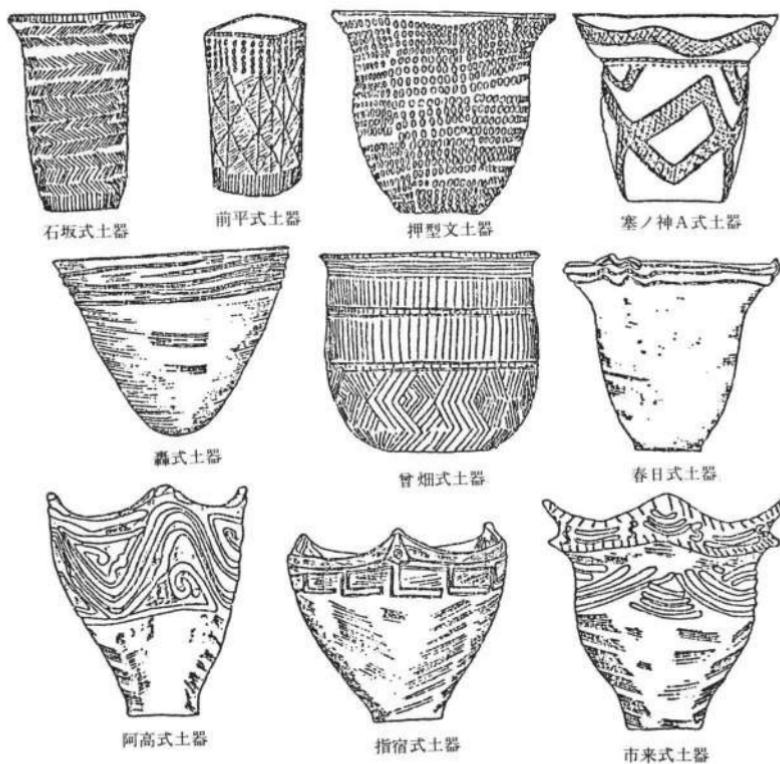


町内出土の縄文式土器

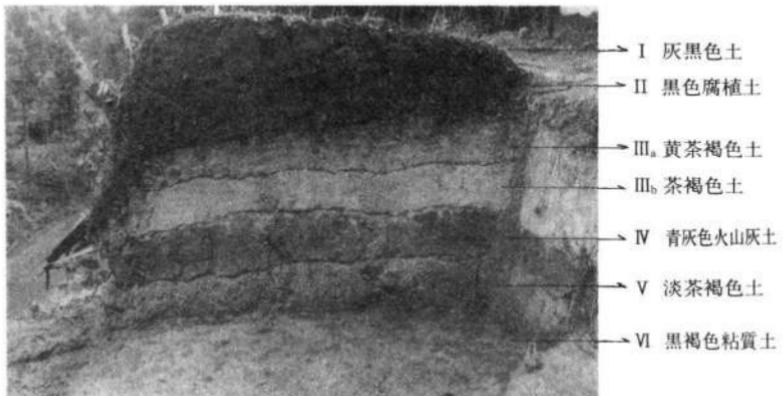
第2章 繩文時代



### 縄文土器のいろいろ



(県教育庁文化課資料から)



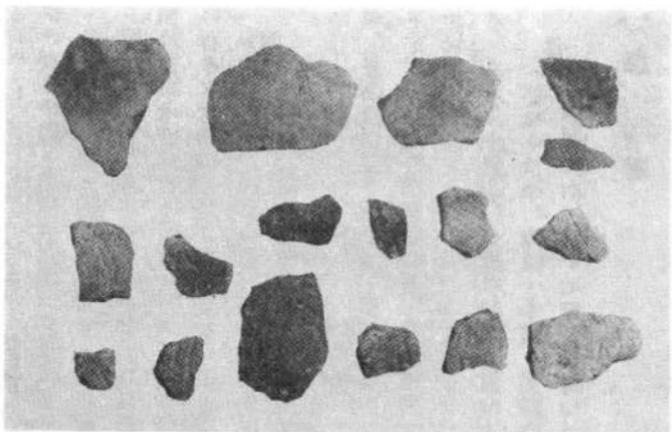
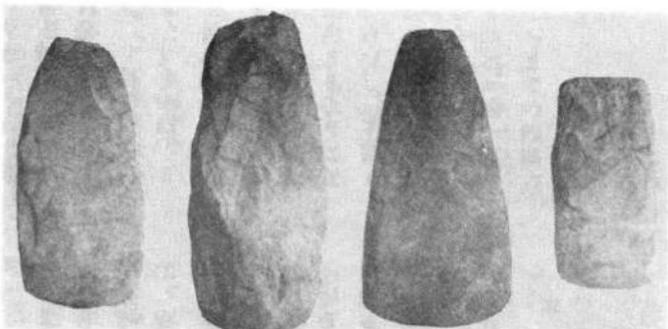
界子仏遺跡土層断面（「発掘調査報告書」60ページから）

- I層 灰黒色を呈する表土。両遺跡ともに以前は畑作が行われ、その後、ヒノキの植林がなされている現状で、層中には若干の岩片を含む表土がある。
- II層 黒色腐植土（黒ニガ土）。極めて黒色の強い腐植土で、やや粘質があり、岩片や軽石とともに少なくサラサラしている。両遺跡ともに削平を受け消失や攪乱を受けたところが確認される。無遺物層である。
- III層 黄茶褐色火山灰土（アカホヤ）。若干粘質を帯びた火山灰土で、小岩片や軽石が点在し、上下の層と境界付近は不鮮明で漸移している。この層は界子仏遺跡の場合、その色調はa層が黄茶褐色、b層が赤茶褐色とに2分層され、高天原遺跡では、a層が黄茶褐色、b層が茶褐色、c層が青灰色を帯びた茶褐色である。  
このb層は縄文時代後期の遺物包含層である。この層は、アカホヤと呼ばれる鬼界カルデラ起源の火山灰で、およそ6300年前のものと考えられている。
- IV層 青灰色火山灰土。色調が青灰色を呈する火山灰で、粒子が細かく、やや溶結気味の層で、この層の亀裂に、両遺跡ともに上層であるアカホヤのd層の流入が認められる。
- V層 淡茶褐色土。やや粘質気味の土層で、縄文時代早期の遺物包含層となり、石坂式・押型文・平柄式などの土器が出土している。
- VI層 黒褐色粘質土。粘質が非常に強く、乾くとクラックが発達する。この層は縄文時代早期の遺物包含層で、石坂式・押型文・平柄式などの土器が出土している。



界子仏遺跡発掘現場

い。日本に独特なこの小形の斧は、縄文早期から存在し、かなり普及していたことがあきらかである。町内のあちこちから石斧（せきあく）（おの）も発掘されるが、石斧は縄文時代の一般的な道具として、いかなる時期にも、いかなる地域にも普遍的にみとめられる。石斧



界子仏遺跡出土遺物（中 石斧、下 土器片）

（「発掘調査報告書」67、69ページから）

には、磨製と打製とがあり、磨製石斧は、樹木の伐採からその処理に至るまでの工程になくてはならない道具であった。打製石斧は、古くからいわれているように、こ

れは土掘り具とみるべきであろう。

界子仏 遺跡の発掘 備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査として、昭和六十三年度に行われた。

## 第三章 弥生時代

### 一 弥生文化

文文化と区別される。  
弥生時代の生活と社会を知るには、その遺物と遺跡によつてうかがい知ることができる。

#### (一) 遺 物

##### 土 器

弥生時代は、わずか数百年続いたにすぎなかつたが、前期・中期・後期の三期に分けられる。弥生式土器は、良質の粘土を用いて高温で焼き上げており、また、土器の表面に文様をつけることもほとんどなくなつた。貯蔵用の壺、祭祀や盛りつけに用いる高杯、煮沸用の甕や瓶など、用途によって器形もちがう。

##### 鉄 器

鉄器は、腐食しやすいので、実物はあまり残っていないが、鉄製工具で加工されたと考えられる木製品がしばしば発見される点からみて、弥生時代前期から鉄器が伝わり、木製農具の製作などにかなり利用されたであろう。弥生時代の鉄鎌は、福岡市井尻・長崎県原ノ辻・熊本県下前原・大分県下城など、北九州の弥生中期・後期の遺跡に発見例をみる。弥生文化は、弥生式土器をもつばかりでなく、稻作の技術や青銅器・鉄器を使うようになつたという点で繩

## 青銅器

青銅器は、弥生時代中期以降の遺跡から多く発見され、銅劍・銅鉢・銅戈・銅鐸・銅鏡などがある。このうち、銅鐸は畿内を中心に分布し、銅劍と銅鉢は北九州を中心には分布している。銅鐸はすべて国産のもので、その起源には不明な点が多いが、この青銅器は指導者たちの権威を象徴する宝器、又は祭りの道具として使つたものと考えられる。

## 石器

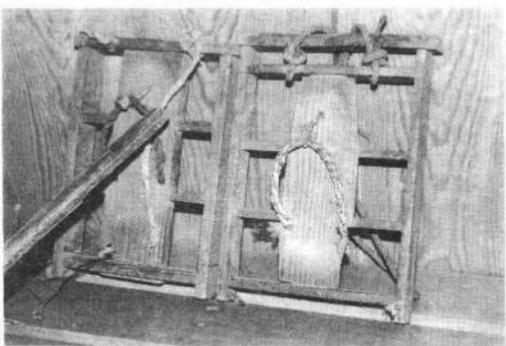
石器の使用は、弥生時代のうちでも前半期に多く、鐵器の使用につれて次第に交替していった。石の表面に磨きをかける磨製石器が多く、縄文文化と同じく、石鎌・石斧・石槍・石匙(さじ)などが出土しているが、弥生時代の石器で最も特徴的なのは石庖丁である。半月形又は舟形の偏平な石器で、稲の穂先をつみとるために用いたものである。石庖丁は、弥生前期・中期に盛んに使用され、一部をのぞいて後期にはほとんどみられなくなる。

## 木器

容器や食器として、匙・杓子・皿・鉢・椀などがあるが、注目すべきものとして、稻作の発生に伴い、農具として、アカガシやイチイガシ・シラカシなど堅い木材を使つた鍬・鋤・またぐ

## (二) 遺跡

弥生時代の遺跡で注目されるのは、住居跡・集落跡・水田遺跡・墳墓などである。



田下駄 (参考 江戸時代)

## 住居跡

弥生時代の住居には、堅穴住居・平地住居・高床住居の各種があり、一部では洞穴が住居として使用されたことも明らかにされている。

## 水田遺跡

稲作は金属器とともに、弥生文化の二大特色的な遺跡として有名な静岡県の登呂遺跡からは、広大な水田の跡が発掘されている。

## 墳墓

弥生時代の墳墓には、甕棺墓・土壙墓・箱式石棺墓・支石墓・配石墓・木棺墓などがあるが、同一墓地内においても混在して、複雑な埋葬様式をとっている。

### (三) 社会生活の変化

農耕が発達してくると、人々の生活に大きな変化が生じた。水の管理、共同耕作、自然の災害への対策など、人々は大きな集落をつくつて定住するようになり、天候によつて収穫が左右されるので、呪いによって自然を動かす能力があると考えられた人が、指導者の立場につくようになり、水稻作に伴う種々の農耕儀礼を執り行うようになつた。こうして人々は、司祭者をいただく集団を

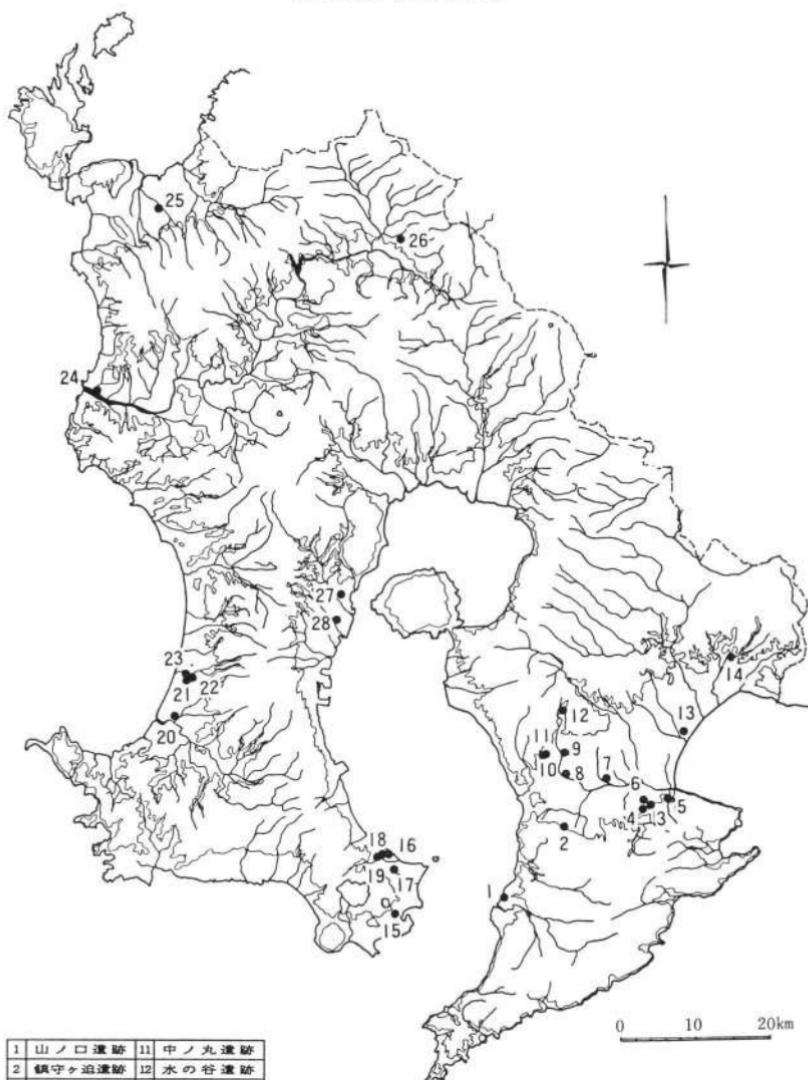
つくつて生活するようになった。

また、土地への関心や、収穫物の蓄積を通じて、貧富の差や、私有財産の観念が表れ、世襲が行われはじめで、階級や身分が形成されていくようになった。当時行われた甕棺の副葬品の質や、量にかなりの差が認められるのは、その具体的な証拠である。こうして集落は、富んだ指導者に支配される、政治的な団体へと変化していった。これらの集落は、やがて、より広い水田を求めて低湿地へ積極的に進出し、そこで他の集落と争い、併合や服属を繰り返し、次第に各地方に小国家を成立させていくのである。

## 二 鹿児島県の弥生文化

南九州では、かつて有明町野井倉で、銅鋌が見つかつたといわれ、鉄器については、県内の遺跡から鉄製の工具や鉄かすなどが見つかり、製鉄の技術があつたことがわかる。北九州に始まつた稻作文化は、弥生前期の初め西日本一帯に広がり、中九州や南九州へは、北九州とは同じころ伝わり、高橋貝塚など県内のいくつかの遺跡

## 弥生時代 遺跡分布図



1 山ノ口遺跡	11 中ノ丸遺跡
2 鎮守ヶ迫遺跡	12 水の谷遺跡
3 上原遺跡	13 益丸遺跡
4 花牟礼遺跡	14 柳遺跡
5 松山遺跡	15 底川遺跡
6 球磨遺跡	16 尾長谷追遺跡
7 古ヶ崎遺跡	17 横瀬遺跡
8 高付遺跡	18 早馬追遺跡
9 王子遺跡	19 西原追遺跡
10 中ノ原遺跡	20 高橋貝塚
	21 入来遺跡
	22 白寿遺跡
	23 下小路遺跡
	24 外川江遺跡
	25 堂前遺跡
	26 前畠遺跡
	27 王里遺跡
	28 一の宮遺跡

から糲もみあとのある土器が見つかっている。

初期の水稻耕作は、低湿地を利用し、木製の鍬・鋤・田下駄などを用い、糲はじかにまかれ、稻が実ると石庖穴で穂づみにし、脱穀は木臼と堅杵たてぎねで行い、穀物は貯蔵穴に保管された。その後、鉄製の農工具が普及し、鉄鎌・鉄斧・鉄製の刃先などが使われるようになり水田も広い沖積平野で行われるようになって、灌漑かんぱいや排水などの施設も整ってきた。また、糲を蓄えるため高床倉庫などの掘立柱ほりたてばしの建物も造られるようになった。しかし、県内では、稻作関係の遺物としては、わずかに石鎌や石庖丁が見つかっているだけである。

南九州では、シラス台地が多く、台風の影響などもあり稻作には適さない地域であつたらしく、弥生文化は、北九州ほどには発達しなかった。特に鉄器の普及は、農業生産力を高め、それとともに人々は低地に住むようになり、人口も増加して、貧富や身分の差ができ、支配者が生まれ、いくつかの集落を統治する首長が出現するようになつた。このようにして、更に大きな集団へとまとまり、やがて小さな国家が生まれたと考えられている。中国の史書によると、当時、九州北部を中心とする西日

本各地に、一〇〇余りの国があつたと考えられ、北九州では、甕棺かわかんなどを使った共同墓地があり、中国製の鏡や青銅器などの副葬品が見つかって、当時の社会の様子を知ることができる。南九州では、わずかに、金峰町下小路遺跡や白寿遺跡から甕棺や壺棺つぼかんが見つかっているだけである。

### 三 牧園町の弥生遺跡

九州縦貫道建設に伴う埋蔵文化財調査の結果、牧園町周辺から発掘された弥生式文化遺跡は次のとおりである（昭和五十四年二月現在）。吉松町川添・栗野町木場に三か所、及び山崎・溝辺町麓に八か所、崎森二か所、隼人町西光寺に三か所、加治木町日本山・反土に各一か所、始良町西餅田に一か所、合計二一か所。これらから弥生式土器が発掘されている。

牧園町は、縄文時代で前記したように、縄文土器はたくさん発掘されているが、弥生土器は今まで発掘されていなかつた。隣村の溝辺町・横川町・栗野町・吉松町・隼人町の各地に弥生文化の遺跡が発掘されるのに、牧園

町で一ヵ所もないということは、不思議であった。昭和五十二年三月、牧園町教育委員会の調査によると、牧園町三体堂川床の畠地から弥生式土器片八個が発掘され、鹿児島県教育委員会に報告されている（埋蔵文化財包藏地地図、番号牧園町五九一〇九）。今後、本格的な発掘調査により、弥生式土器も発掘の可能性はあると思われる。



墳丘墓内甕棺（西側）

〔参考〕 吉野ヶ里遺跡  
吉野ヶ里遺跡の発掘は、弥生時代（B.C.三世紀）～A.D.三世

紀）の集落や墓地の構造や変化を、大きなスケールで示してくれた。これらは『魏志倭人伝』など中国の史書に記された倭人（日本人）の世界を知るための貴重な資料となるものである。調査の結果、おもに丘陵上からは弥生時代の竪穴住居跡三五〇軒以上、甕棺墓二〇〇〇基以上をはじめとする約二五〇〇基の墳墓が発見された。

## 第四章 古墳時代

### 一 古墳文化

#### (一) 古墳時代のはじまり

弥生時代に続く時代を古墳時代という。大和政権の支配がひろまつていくにつれて、近畿地方を中心には、各地に大きな古墳がさかんに造られた。古墳は、大和政権の大王や、それに従う豪族たちの墓で、それを築くには、優れた技術と多くの人手とが必要であった。

大阪府堺市にある大仙古墳（仁德陵古墳）は、四世紀の末か五世紀の初めごろに造られた大王の古墳で、前方後円墳という日本特有の形をしている。幅約三〇五メートル、長さ約四八〇メートル、後円部の高さは約三五メートルあり、面積では世界最大級の墳墓である。これを築くには、一〇〇〇人の人が毎日土盛りをしたとして、四年もかかると考えられている。そのころの大和政権の

勢いのさかんな様子を示している。

古墳時代がいつ始まったかを明確にすることは困難である。中国の『魏志倭人伝』に、「ヤマタイ国」の「ヒミコ」が死んだ時のこと、「卑弥呼以死。大作冢。徑百余步、殉葬者奴婢百余人」と記されている。要約すると、「ヤマタイ国」の女王ヒミコが死んで、直径が一〇〇余歩もある大きな冢（墓の大きなもの）を造った。そして、ヒミコの死をいたみ、一〇〇余人の男女の奴隸がヒミコの後を追つて殉死した」ということである。ヒミコの死んだのは三世紀の半ば、正始九年（二四八）である。ヒミコの墓については、まだ考古学上の立証はないが、古墳時代は、三世紀末ないし四世紀の初めごろから七世紀半ばごろまで終わるとされている。

#### (二) 古墳時代の時期区分

四世紀になると大型の前方後円墳が畿内を中心に出現するが、これらの古墳は竪穴式石室内に木棺や石棺を置き、中國製の鏡や硬玉の勾玉、碧玉の装飾品、鉄製品が副葬されることが多い。墓であるとともに祭祀の場であり、大王や中央豪族の司祭者の性格を示している。

## 古墳時代時期区分

時期	年 代	形 態・性 格	石 室・埴 輪	主 な 副 著 品
前 期	4世紀初頭   4世紀後半	山麓・台地利用 前方後円墳 首長の権威を誇示	堅穴式石室、粘土 柳(ねんどかく)、 円筒埴輪、家形・ 器財埴輪。	中国鏡と仿製鏡(ほ うせいきょう)、玉 類、剣、鉄製農工具、 石製模造品。
	4世紀末   5世紀末	平地利用 前方後円墳、二重 の周濠をめぐらす ものもある。 大王と有力豪族の 墓	人物・動物埴輪の 出現。 横穴式石室があら われる。	馬具・金銀製装身具 など朝鮮系、直刀 (ちょくとう)、鉄鎌、 甲冑(かっちゅう) など。須恵器(すえ き)。
中 期	6世紀初頭   7世紀後半	小規模化 群集墳、横穴群ふ える。 地方官吏、有力農 民の家族墓の性格	横穴式石室。 円筒埴輪。 人物埴輪が関東で 発展。	直刀、土師器(はじ き)、須恵器、金環な ど。壁画表現がふえ る。 仏教の遺物もある。

(井上光貞『歴史散歩事典』による)

次に古墳時代の時代区分とその特徴をあげる。古墳は北海道・東北北部と沖縄諸島を除く各地にひろく分布するが、それぞれ地方色をもつものもあり、統一国家形成の過程が单一の歩みではなかつたことがわかる。

### (三) 古墳の形状と分布

土を高く盛った古墳を外形から分類すると、円墳・方墳・前方後円墳の三つに大別される。前・中・後期を通じて一般的な形は円墳で、方墳の築造は地域的性格がかなり強い。前方後円墳は、前期に西日本各地の丘陵部を中心で造営され、中期には河内平野などでは平野部にも巨大な王陵が出現し、このころから、北海道・沖縄を除くほぼ全国に造られるようになる。大和政権の政治的影響力が反映していったのだろう。前方後円墳はわが国独自のもので、前期の初めごろに奈良盆地に王墓として出現した。

特殊な墳形として、前方後方墳・帆立貝式古墳、まれに双方中円墳などもある。丘陵の傾斜地に穴を開けた横穴などがみられ、古墳造営の階層が広がつていったことを示している。

## 古墳の形式

## (四) 墓輪

埴輪は、古墳の外縁に並べられた土製品である。『日本書紀』の垂仁天皇三十二年条に、野見宿禰が殉死をやめさせるために作らせたといふ説話がある。また、古墳の表面を飾るもの、あるいは、土留めにするものなどの考え方がある。

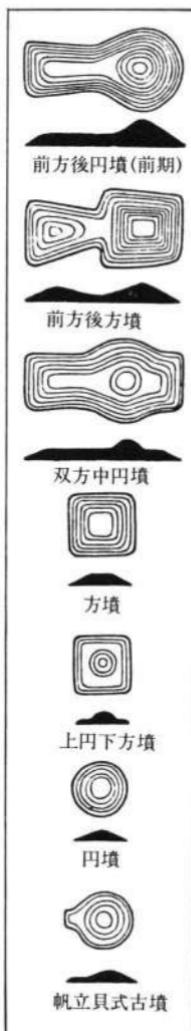
埴輪はふつう円筒埴輪と形象埴輪とに分けられるが、

円筒埴輪には、古墳の聖域を区画する役割がうかがえる。四世紀の器財や家形埴輪にはじまる形象埴輪は、五世紀以降には、各種の人物・動物埴輪が加わり、葬儀の状況を形式的に表現するようになつた。人物埴輪などは古墳時代の人々の風俗を知る資料となり、宮崎県西都原古墳で出土した舟形や家形の埴輪は、当時の南九州の人びとの生活の一端を知る資料となる。

## (五) 土師器と須恵器

縄文時代を代表する土器は縄文土器であり、弥生時代を表す土器は弥生土器であった。古墳時代には系統の異なる二種の土器が作られた。土師器と須恵器である。いずれも弥生土器から継承され、いつそう簡素化がすすみ、地方色も少なくなつた素焼きの赤褐色の土器を土師器という。高坏・壇(つぼ。土の壺)など屋内祭祀用と考えられるものもあるが、その多くは甕・瓶(せいろ)。釜の上にのせて、湯気で米などを蒸す道具)・坏(物を盛るうつわの名)・鉢などの厨房用具、そして容器であり、庶民の堅穴住居から出土する。

須恵器は、古墳時代中期に朝鮮半島から渡來した工人たちによって作られはじめた。ろくろで整形し、登り窯を使い高温で焼かれたもので、壺・甕・蓋・坏・高坏・



(『歴史散歩事典』  
から)

器台などの種類がある。装飾付き壺は、人物・動物の意匠が興味深く当時の祭祀の様子を示している(二三四五の項は、井上光貞監修『歴史散歩事典』参考)。

## 一 熊襲・隼人の古墳

鹿児島県は古来「クマソ」「ハヤト」の居住した地域である。墓制においても他地域にみられないものをもつていた。地下式横穴や地下式板石積石室など特殊な構造をもつものをはじめ、立石土壙墓など、あるいは畿内古墳文化の影響によつて成立した高塚式の古墳等の存在がそれを示している。

### (一) 地下式板石積石室

薩摩地方では、畿内の高塚墳がほとんどみられないことに、その具体的な特徴がみられる。そればかりでなく、日向・大隅地方の墳墓形式と薩摩のそれとは全く異なる。一般に南日本固有の墳墓は、地下式墳墓であるが、薩摩地方では、地下式板石積石室のほか、南部のごく限られた地域に立石土壙墓と呼ばれる墓制があり、大

隅地方では地下式土壙(地下式横穴)と呼ばれる形式を大きな特徴とする。

地下式板石積石室とは、直径一メートル半ばかりの円形又は長方形の周囲に安山岩や砂岩のような板状の石を立てめぐらす。この約五〇センチメートルばかりの桶壁の上に、板状石を持ち送り式に積み重ね、上からみると魚の鱗のような天井部ができる石室墓である。この墓制は川内川上流域大口盆地に多くみられ、出水・川内にも広がっている。この墓制の特色は、群集性が強く、なかには一つの墳墓に数体以上もの追葬を見る。このことは家族墓を単位とするものであり、部族共同体が根強く残されていることを示唆するものといわれている。

この墓制の第二の特色は、その副葬品にある。副葬品は、刀剣類や鉄鎌などの攻撃用武器を中心とし、装身具は極めて少ない。刀剣類や鉄鎌が、あたかも被葬者を守護するように立てられたり、斜めに置かれたり、あるいは葺石の上に安置されている。これは北薩摩の人々が武人的性格を有するとともに、刀剣や鉄鎌の破邪の呪力を信じていたからではあるまいか。

## (二) 立石土壙墓（成川遺跡）

北薩摩の墓制に対し、薩摩半島南端の揖宿郡山川町の成川には、昭和三十三年に調査された立石土壙墓がある。長さ一・八メートル、幅八〇センチメートル、深さ三〇センチメートルばかりの楕円形の土壙（穴）を掘つて、主として男は仰臥の伸展葬とし、女は仰臥の立膝葬（ほうじ）で葬る。これらの土壙墓の中には、高さ約一メートルぐらいいの安山岩の板状石を立て、根石で固めた特殊の墓標をもつたものもある。弥生中期から古墳時代にかけての土器数百点（成川式土器）、鉄器類（刀剣・鐵鎌）など数点が出土している。この墓制を、中村明藏氏は、阿多隼人の墓制とする考え方もできると、『南九州古代ロマン』で述べている。

## (三) 地下式横穴（地下式土壙墓）

この墳墓の構造は、まず、地表から垂直に約三メートルばかりの堅坑を掘り下げる。そして、それから直角に掘りひろげて羨道と墓室を造り上げる。墓室の天井部は、寄棟や切妻形の屋根をつけるのが多い。その下に輕

石のブロックで屋根形石棺を安置する。地表の穴は板石でふさぐが、その上に封土を盛つたり、墓標を置くようなことはしない。だから、この墓の発見は困難で、土木工事や農耕の折に偶然発見される場合が少くない。これを地下式土壙墓とか地下式横穴と呼んでいる。この遺跡は、鹿屋・吾平一帯から諸県君や曾県主の旧勢力圏に広く分布していることは注目される。

この墓制は、大隅や日向地方にみられる墳墓で、中村明藏氏は、『南九州古代ロマン』で、これは大隅隼人の墓制であると述べている（熊襲の古墳については、井上辰雄著『熊襲と隼人』参考）。

## 三 鹿児島県の古墳時代

鹿児島県の古墳時代については、昭和六十一年（一九八六）鹿児島県教育委員会発行『鹿児島県埋蔵文化財の知識』を参考にして述べる。

古墳にはいろいろな種類があるが、形の上からみると、円墳・方墳・前方後円墳などがあることはすでに述べた。本県では円墳と前方後円墳だけしかない。また、

遺体を納める施設についてみると、竪穴式石室、又は横穴式石室に石や木で作った棺がおさめられるのが普通である。盛り土を持たない墓として崖面に穴を掘った横穴墓や、南九州には地下に埋葬施設を持つ地下式横穴、地下式板石積石室と呼ばれる特色ある墓もある。

本県に、前方後円墳などの畿内型の古墳文化が伝わるのは五世紀になつてからである。大隅半島の志布志湾沿岸、肝付川流域では五世紀になると、横瀬古墳などの大型前方後円墳が現れ、いち早く畿内勢力下に置かれたことを示し、三七四基の古墳が存在する。この地域の古墳からは、銅鏡・短甲・勾玉・小玉・土師器・須恵器・埴輪などが出土している。

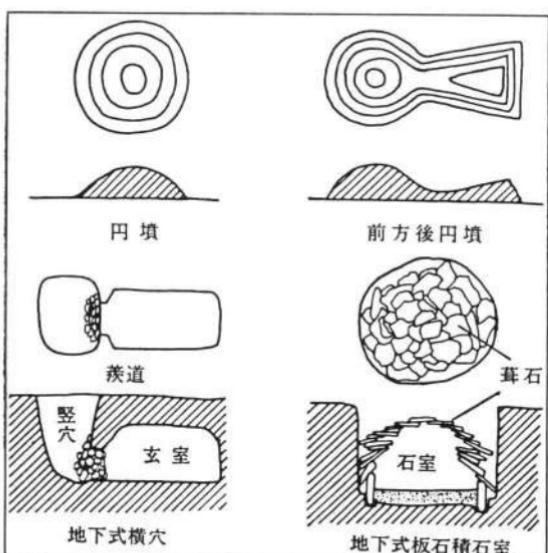
西海岸では、出水郡の長島や阿久根市にわずかに畿内系の古墳がみられる。また、長島町の指江古墳群・明神古墳群などは、栗石積・堅穴石室と呼ばれる特異な形をしている。この地域の古墳からは、金銅製品、玉類などのすばらしい副葬品が出土している。明神古墳群からは銅鏡も出土している。

**地下式横穴**は、本県では鹿屋・吾平一帯の大隅半島と大口・伊佐・姶良地方に分布している。大隅半島では高

### 鹿児島県の主要古墳

古墳名	所在地	形状	埋葬主体	備考
飯盛山	曾於郡志布志町	前方後円墳	竪穴式石室	壺形埴輪、勾玉、小玉
横瀬	〃 大崎町	〃	〃	盗掘されている。
天子ヶ岡	〃 "	〃	組合箱式石室	
岡崎4号	肝付郡串良町	円墳	木棺土壙	土師器、須恵器
唐仁大塚	〃 東串良町	前方後円墳	竪穴式石室	舟形石棺、短甲
糸割渕	阿久根市		組合箱式石室	鉄器(刀、剣、鎌、刀子)
白金崎	出水郡長島	円墳(積石塚)	横穴式石室	鉄器、玉類、須恵器、金環、銀環、金銅製品
鬼塚2号	〃 "	円墳	竪穴式石室	鉄器、玉類、須恵器

## 古墳の模式図



塚古墳と同じような分布をしており、羨道の入り口を土塊でふさぐものや、玄室の中に軽石製石棺を入れるものもある。副葬品も豊富で、銅鏡・短甲・鉄器・玉類があり、土師器や須恵器が供えられているものもある。大口・始良地域では地下式板石積石室と重なって分布している。ここでは竪穴の上部や羨道の入り口を板石でふ

## 主な地下式横穴

古墳	所在地	遺物	備考
祓川	鹿屋市	短甲、骨、土師器	
宮ノ上	肝付郡吾平町	軽石石棺、鉄器、土師器	相当数群集する。
上ノ原	〃 高山町	軽石石棺、蛇行剣、貝輪	群集
上小原	〃 串良町	軽石石棺、刀子、土師器	高塚墳と共に存
龍相	曾於郡大崎町	軽石石棺、剣、貝輪、かんざし、銅鏡	神領古墳群中にある。
北方	始良郡栗野町	鉄器、骨鏃	2体以上埋葬
前目灰塚	伊佐郡菱刈町	鉄器、蛇行剣	地下式板石積石室も近くにある。
諫訪野	大口市	鉄器	

さぐものがあり、二体以上の人骨が一緒に入っている場合もあり、副葬品はほとんどが鉄器（武器）である。このような地下式横穴は五世紀から始まり八世紀まで続いたと思われる。

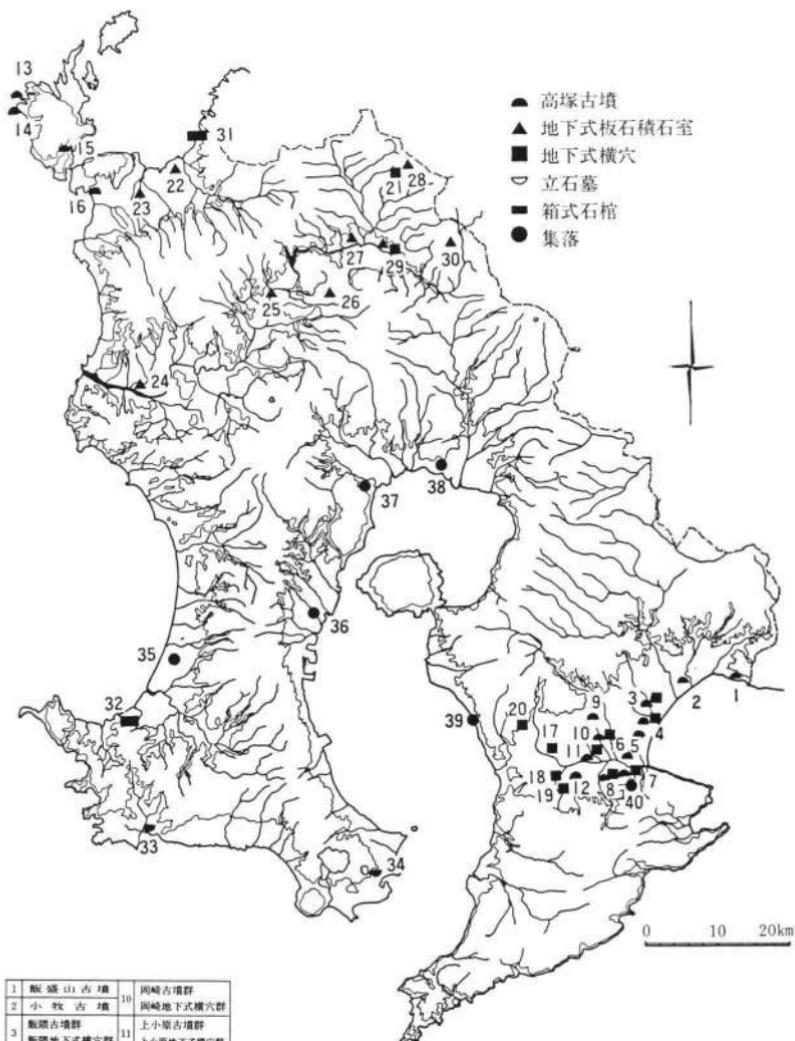
**地下式板石積石室**は、地表から深さ約一メートルの堅穴を掘り、床面に板石で方形や円形の石室を造り、その上に板石を魚の鱗のように積み上げて造るもので、北薩・川内川流域に多く分布している。副葬品は少なく、ほとんどが鉄器であるが、短甲・銅鏡・勾玉・小玉もみられる。

**古墳時代の集落跡**は、県下全域にわたって発見されている。特に吹上町辻堂原遺跡や鹿児島市鹿大構内の釣田遺跡などではたくさんの住居跡がみつかっている。この時代の土器は甕鉢・餌・壺・器台・高坏など用途に応じたさまざまの形や大きさのものがみられる。この時代以降に用いられた土器を土師器と呼ぶが、本県では弥生式土器の系統をひいた地元の土器（成川式土器）で長く使用されているのが特徴である。また、この時代になると、朝鮮半島から伝来した登り窯で焼かれた須恵器と呼ばれる硬い土器が作られるようになるが、本県では古

### 主な地下式板石積石室

古 墳	所 在 地	遺 物	備 考
溝 下	出水市	鉄器（刀・剣・鎌）	
堂 前	出水郡高尾野町	鉄器、勾玉	弥生時代の墓もある。
横 岡	川内市	鉄器、馬具、須恵器	
大 住	大口市	鉄器（鎌・鉈）	
平 田	〃	鉄器	現状保存
湯 田 原	薩摩郡鶴田町		墳丘をもつ。
別 府 原	〃 薩摩町	鉄器（刀・剣・鎌）	公園として残る。
永 山	姶良郡吉松町	鉄器、鏡、小玉	10号は周溝をもつ。

## 古墳時代 遺跡分布図



1 般盛山古墳	10 岡崎古墳群
2 小牧古墳	11 上小原古墳群
3 豊原古墳群	12 上小原下式横穴群
4 豊原地下式横穴群	13 温ノ浦古墳群
5 横瀬古墳	14 小浜崎古墳群
6 勝仁古墳群	15 加世堂古墳
7 球磨古墳群	16 福古墳群
8 西横間古墳群	17 天神原地下式横穴群
9 上大塚原古墳群	18 堀北原地下式横穴
	21 温ノ浦上式横穴群
	22 清下式横穴
	23 清上式横穴
	24 板石積石室群
	25 温田原地下式板石 積石室
	26 別府原地下式板石 積石室群
	27 温田原古墳（地下式 板石積石室群）
	28 平田遺跡（地下式 板石積石室群）
	29 和田駒子古墳群
	30 水山遺跡（地下式 板石積石室群）
	31 切通箱式石棺
	32 相星箱式石棺
	33 柴之尾遺跡
	34 成川遺跡
	35 住堂原遺跡
	36 無元島大字構内遺跡
	37 長原遺跡
	38 小田原遺跡
	39 早山遺跡
	40 大戸原遺跡

墳時代にはこのような須恵器は作られていなかつたものと思われ、古墳や住居跡などから出土するものは、畿内や北九州方面から伝えられたものと考えられる。串良町や高山町でみつかっている樽型甕などは、大阪府の陶邑という古窯跡群で焼かれたものと思われる。

#### 四 牧園の古墳文化

牧園町の縄文・弥生・古墳時代の遺跡の出土分布を見ると、東西に標高三〇〇メートルから五〇〇メートルの中間に、約九〇パーセントの遺跡が含まれていることが特徴的なことである。牧園町においては、昭和六十年に国分・隼人テクノポリス建設地区埋蔵文化財分布調査が実施され、それまで一五か所であった遺跡が四二か所に増えた。その後も九か所の遺跡が新たに確認され、地名表（第一章参照）にみられるような四七か所の遺跡が現在知られている。しかしながら、まだ発見されない遺跡も数多く存在するものと思われる。牧園町内にある古墳時代の遺跡について、大字別にまとめてみる。

##### (一) 万膳地区

1 井の手平遺跡  
府鳥地区東側の南へ傾斜する標高三〇〇メートルの畠地に位置する。南に比高三〇メートルで万膳川が西流している。

遺物として、土師器片・成川式土器片を採集。

##### 2 前平遺跡

大窪地区の南側に広がる標高三一〇メートルの畠地に位置する。

遺物は、土師器片。

##### 3 成政遺跡

町の北西部万膳小学校の北東約四〇〇メートルの若干廻状となつてゐる標高約二〇〇メートルの斜面地に位置する。南に万膳川が西流し、東には錆河川が南流している。

遺物は、成川式土器片。

##### 4 宮園原遺跡

宮園原・九日田にあり、万膳小学校の東南東約八〇〇メートル、八幡神社の南東一〇〇メートルの万膳川を望

む細長い段丘上の端部に位置し、万膳川との比高差約一〇メートルを測る。

遺物は、土師器片・成川式土器片の古墳時代のものほか、縄文式土器小破片・黒曜石。

### 5 古屋志遺跡

水堀地区の南側段丘状となつた標高二三〇メートルの台地上に位置する。遺跡の東に三体川が南流している。

遺物は、土師器片・成川式土器片。

### 6 浅谷遺跡

浅谷地区の北側にある台地の西側斜面に位置する。

台地を挟んで東側に古屋志遺跡がある。

遺物は、成川式土器片。

### 7 供養塚遺跡

浅谷地区集落の西側の斜面に位置しており、浅

谷遺跡とのつながりが想像される。

遺物は、古墳時代の成川式土器片のほかに、縄

文時代早期の土器片。

### 8 梶の場遺跡

浅谷地区の南西約一キロメートル、尾谷口地区

の西約一キロメートルの浅谷地区の台地南側端部に位置する。標高は約二八〇メートルである。

遺物は、土師器片・成川式土器片と石鎌一本。

### 9 七曲I遺跡

万膳錆河の畑地にあり。

遺物は、成川式土器片。



成川式土器

## (二) 三体堂地区

## 1 赤子II遺跡

赤子地区の北約三〇〇メートルの南へなだらかに傾斜する畠地に位置する。周知の遺跡「一本松遺跡」の西約四〇〇メートルのところである。

遺物は、土師器片・成川式土器の古墳時代の土器のか、縄文時代後期の土器片も。

## 2 池ヶ谷遺跡

赤子地区集落から南に延びる尾根状台地の基部に位置する。近くに周知の遺跡「中野遺跡」がある。

遺物は、成川式土器片。

## 3 中野古墳

三体堂中野の平地。

遺物は、須恵器。

## 4 宇都口遺跡

三体堂宇都口、ヒオコシ瀬戸。

遺物は、須恵器。

## (三) 宿建田地区

## 1 弓張木遺跡

町役場の東約二キロメートルの独立丘陵状となつている標高約二七〇メートルの台地に位置する。周辺は多くが茶畠として利用されている。台地の北側には国道二二三号線が東西に走る。

遺物は、土師器片・成川式土器片・須恵器片(須恵器の壺の頸部片)。

## 2 牧山遺跡

安楽温泉の北西約七五〇メートルの台地上に位置する。西は急崖をもつて天降川に面している。周囲は植林が行われて山林化が進んでいる。

遺物は、成川式土器片少量。

## 3 真角原遺跡

中津川小学校の北西一キロメートルの弧状に広がる台地端部に位置する。遺跡の南側は複雑に入り込む開析谷が櫛状にある。

遺物は、縄文土器片・土師器片・成川式土器片・青磁片と石鏃一本。成川式土器は、甕形土器の口縁部片であ

る。口唇部は平坦で、外面は縦位の範囲である。青磁片は青磁碗の底部片である。

## (五) 下中津川地区

### 1 雷之原遺跡

中津川小学校の西約一・三キロメートルの畠地に位置する。周囲は開析による複雑な地形である。

遺物は、縄文時代早期の土器片と古墳時代の成川式土器片。

### 2 地頭原遺跡

稼原台地の南西約一キロメートルの稼原台地から尾根状に延びた端部に位置する。

遺物は、土器片・成川式土器片。

### 3 星合原A遺跡

町南端部の妙見温泉の東一キロメートルの畠地に位置する。

遺物は、土器片・成川式土器片。

### 4 星合原B遺跡

星合原A遺跡の東の小谷を挟んで二〇〇メートルに台地端部に位置する。

遺物は、土器片（土器塊の底部）。

### 5 西ノ原遺跡

町南端の西ノ原台地上に立地する。東南部は急崖をもつて霧島川に面する。

遺物は、土師器片・成川式土器片（成川式甕形土器頸部片）と縄文式土器片。

## （六）持松地区

### 1 向中原遺跡

市後柄地区の西側に広がる標高約三五〇メートルの台上地上に位置する。東には、深迫川、西にその支流が南流している。

遺物は、土師器片。成川式土器片の古墳時代の土器のほか、縄文式土器片。

### 2 市後原遺跡

向中原遺跡の東約六〇〇メートルのところに位置し、深迫川を挟んで対峙<sup>たむけ</sup>している。東側は小谷を挟んで、霧島町と接している。

遺物は、成川式土器片（成川式土器の甕形土器口縁部片）・土師器（土師器塊の口縁部片・土師器塊の底部片・土師器甕の頸部片）・縄文式土器と黒曜石。

### 3 辻ノ原遺跡

持松字辻ノ原・今水原にあり、界子仏地区の東側台地上に位置し、烏帽子岳の裾末端部に当たる。東は霧島町と接し小谷を望む。

遺物は、古墳時代の成川式土器片のほか、縄文時代前期の土器と黒曜石。

### 4 大合原遺跡

崩渡地区の北西約五〇〇メートル、南側の開析谷に挟まれた台地上に位置する。東は霧島町と接し、近くに狭<sup>なせ</sup>名田川が流れている。

遺物は、土師器片・成川式土器片。

### 5 高尾尻遺跡

中津川小学校の東二キロメートル、笹之段地区の南西五〇〇メートルの畑地に位置する。

遺物は、成川式土器片・土師器片（土師器塊の底部片）。

### 6 横原遺跡

中津川小学校の東一・五キロメートル、持松小学校の北約一・七キロメートルの尾根状に延びる台地基部に位置する。東西に開析谷が入り込んでいる。

遺物は、土師器片・成川式土器片のほか、縄文時代後期の指宿式土器片。

## 7 権溜遺跡

中津川小学校の東二キロメートルに広がる台地の南東

端部に位置し、緩傾斜をもつて持松川に続く。

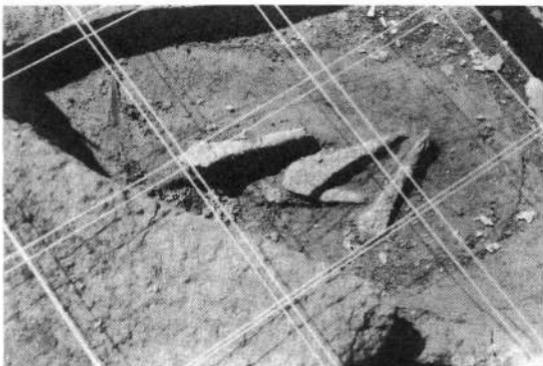
遺物は、土師器片・成川式土器片。

(注)「平成元年(一九八九)三月、牧園町埋蔵文化財発掘調

査報告書(1)」を参考にした。



発掘現場



発掘された鉄鎌

## 〔参考〕 中園地区の発掘調査

下万膳中園地区の開発事業に伴う発掘調査が、県教育  
府文化課埋蔵文化財担当職員の手によって、平成二年八  
月から実施され、遺物は、成川式土器片と鉄鎌八本など  
が出土している。

## 第五章 熊襲と隼人

### 一 熊襲・隼人と牧園

#### (一) 熊襲と牧園

熊襲・隼人関係年表（抜粋）（井上辰雄著『能襲・隼人』中村明藏著『隼人の柄』参考）

年号	西暦	月	日	事	項	出典
景行	一二二			・景行天皇、熊襲八十衆帥を討伐した。	『景行紀』三年条	
景行	一七			・景行天皇、日向の児湯に行幸し、日向と名づけた。	『景行紀』一七年条	
景行	二七			・日本武尊、川上衆帥を殺した。	『景行紀』二七年条	
仲哀	九			・仲哀天皇、熊襲と戦って崩御した。	『仲哀紀』九年条	
天武	一一			・隼人來りて朝貢し、大隅隼人が、朝廷で相撲をとり、大隅隼人が勝つ。	『天武紀』二年条	
文武	三	一二	七	・太宰府をして、稻積城（牧園にある）を修理せしむ。	『統日本紀』一二月条	
文武	四	六	三	・薩摩・大隅両半島の南部を代表する豪族が、朝廷の派遣した観國使の調査を妨害し、脅迫して罰せられた。	『統日本紀』文武四年条	
大宝	二	七〇一	一	▲薩摩・多々良（種子島）の二つの国が創置された。 ・国の設置に対し薩摩・多々良に反乱が起り、征討された。ハヤ	『統日本紀』大宝二年条	

#### 1 熊襲の洞穴

棕櫚十著『日本の民話』の中に、「塩浸温泉の下方の川向かいに『くまその洞穴』が残っている。」と記載してある（第十編第三章「民話」参照）。

#### 2 小碓城（茶碓城）

正福寺裏手の小碓城跡は、むかし、日本武尊が熊襲を征伐したところ、と伝えられている（第十編第三章「民話」参照）。

稻積城のことは、『続日本紀』文武三年（六九九）十二月条に、「大宰府をして、三野・稻積の二城を修せしむ」という記事がでている。この三野は『和名抄』にいふ日向国児湯郡三納郷にあつて、稻積城は、大隅国桑原

## (二) 隼人と牧園・稻積城

郡稻積郷にちなむ城であるとすれば、「稻積は踊郷（今の牧園町）の古名なり」と、『三国名勝図会』にもあることから、稻積城は、牧園の下中津川のどこかにあったのかと思われる。

（注）稻積城の修理については後述する。

和銅 六	七一三	四・三	ト国司の奏上により、国内要害の地に柵を建て成（守備兵）を置いた。
〃	四	七・	・日向国肝付、増於、大隅、贈羅の四郡を割いて大隅国を置いた。
和銅 七	七一四	四	・大隅国設置の年も、ハヤトの大抵抗があつたらしく、ハヤトとの戦闘に出征した将軍・士卒一二八〇人に叙勲が行われている。
養老 四	七二〇	三・	・豊前国（福岡・大分）の民二〇〇戸、約五〇〇〇人を移してハヤトの民を勧導せしむ。
四	三・四	四	・大隅国守、陽候史麻呂が、ハヤトに殺され、大伴旅人を征隼人特節大將軍に任じ、ハヤトを征討させた。ハヤトの争乱のうちで、その規模において最大のもので、翌年の七月まで、一年数か月にわたる。
		（以下略）	・『續日本紀』和銅六年条 『續日本紀』和銅六年条 『續日本紀』和銅六年条

## 二 熊襲と郷土

### (一) 熊襲の語源

熊襲の語源については、「球磨」と「贈於」の二つの地名の連なつたものとされる。すなわち「球磨」は、肥後（熊本）球磨郡一帯で、現在の熊本県人吉市を中心とした地域。「襲」は「贈於」で、鹿児島県姶良郡霧島の西部、昔の贈於郡（持松も曾於郡にあった）辺りだろうと考えられる。「熊襲」とは、この地方（熊本県南部から、霧島にわたる山間）を中心に分布していたであろう、という説もあるが、球磨地域は、曾人地域より早く畿内政権と同盟を結んだはずである。

それで、クマとは、『古事記』や、『日本書紀』が共通して使っている「熊」は、動物の「熊」で、「熊」は古代の文献にもしばしばみえ、「こわいもの」「おそろしいもの」「つよいもの」の意味であり、「曾」は、曾人の居住地である鹿児島湾奥部の、国分を中心とした、いまの姶良郡の郡域ではないか、という説がある。

クマソを、『古事記』は「熊曾」、『日本書紀』は「熊襲」と記している。クマソの地域を指す古代の表記としては、『古事記』の「曾」の方が普通であり、「贈於郡」とか、「曾君」（そのきみ）なども「曾」に通じる。その点では、「熊襲」は、いかにも「おそろしい悪者」という感じである。

畿内政権が、肝付川水系を中心とした、大隅人の地域と同盟を強化した後も、鹿児島湾奥部（国分を中心とした今の姶良郡域の「曾人」たちは、容易に同盟を結ぼうとしなかった。そして、武力をもつてしても、対決しそうな姿勢をみせていて。その姿勢は、政権側にとつては、まさに「熊襲」であった（中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

### (二) 天皇による熊襲征討と郷土

#### 1 景行天皇の熊襲征討（伝承）

景行天皇のクマソ征討の時、天皇が「襲國」でクマソを討つたとあるが、「襲國」はソノクニであり、「曾」（贈於）の地域である。すなわち、曾人リソノヒトの居住地に当たる。鹿児島湾奥部の国分市を中心とした一帯で、

いまの姶良郡の郡域に近い。南部は海に面し、北東部は霧島山ろくにわたるが、その拠点は新川流域であろう。

このように、地域を示すと、いまの曾於郡と郡域を異にしているようであるが、それは、明治以後の県境・郡境の度重なる変動によるもので、江戸時代以前の「曾野郡」、「曾於郡」や「襲山郷」などが、この地域にあったことからしても、「曾」、「襲」が古代のソノクニに通じるらしいことが推定できよう。

この地域の立地は、南が海に開け、周囲を山がめぐっている。南が海に通じてゐる所以、外部との交通には便利なわりに、外から攻めるには困難が多い要害の地である。曾人の居住地域をとりあげる時、このような立地は重要である（持松村は、古代曾於郡に属している）。

『日本書紀』によると、景行天皇は、九州東岸を豊前（福岡）・豊後（大分）と南下して、日向に入っている。そして、日向を拠点として、クマソを征討した後は、日向から肥後（熊本）に抜けている。

## 2 仲哀天皇の熊襲征討（伝承）

『日本書紀』仲哀九年二月一日条によると、天皇がクマソを討とうとしたところ、神が皇后（神功皇后）にの

りうつって、次のように告げたという。その神託の内容の一部を省略してかかげる（意訳）。

クマソが従わないことを、どうしてそんなに憂うるのか。クマソの地は、「脅穴（そじし）」の空国（むなくに）だ。それよりも私（神）を祭つて、金銀などの多い新羅（しらぎ）をおのずから従える。また、クマソも従うにちがいない。

脅穴の空国とは、動物の背に肉がないように、不毛の地だという意味であり、また、新羅を従えれば、クマソも従うといつてゐる背景には、朝鮮半島とクマソの間に、何らかの関係がありそうな状況を想像させる。

ところが天皇は、神のお告げを信ぜず、あえてクマソを伐つが、『日本書紀』によると、「一に云はく、天皇、親らクマソを伐ちたまひて、賊の矢に中りて崩りましぬ」（仲哀紀九年二月条）と伝えられ、天皇は崩御したのである（井上辰雄著『熊襲と隼人』参考）。

### （三）ヤマトタケル

昭和十年（一九三五）九月発行の「尋常小学国史 上卷」に、「第三 日本武尊」として、ヤマトタケルのク

マソ征討について記述されている。老齢の人たちには、六年生で学習された記憶がある。その記述は、「日本書紀」の該当部分を、当時の小学生にわかりやすく改めたのである。『日本書紀』に、クマソが朝廷に背いて、辺境を侵すことがやまない、と記されているのは八月であり、十月十三日に、ヤマトタケルはクマソを討つよう命じられたようである。「時にまだ十六の少年でいらっしゃった」と、国史の本にもあるが、数え年で考えると、いまの中学生三年生である。

ヤマトタケルは、クマソ征討に当たって、弓術にすぐれた美濃國（岐阜県）の人、オトヒコノキミ（弟彦公）と、ほかに尾張国（愛知県）の人、タゴノイナキ（田子稻置）・チヂカノイナキ（乳近稻置）らを同行して、十二月に「熊襲に到る」とある。

ヤマトタケルという名は、国土統一にかかわる諸伝承に出てくる人物たちが、総称化されたものであろう。そう考えれば、ヤマトタケルが、クマソ征討の帰路は、吉備（岡山県）や、難波（大阪）などの「悪い神をことごとく殺して、水陸の道を開いた」ことも、「東国（蝦夷など）を討つた」と、西に東にかけめぐつても、不思議で

はない（中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

### 三 隼人と郷土

#### (一) 「クマソ」から「ハヤト」へ

南部九州の住民として、『古事記』『日本書紀』には、クマソがまず登場し、のちにハヤトが現れる。『古事記』『日本書紀』に登場するクマソは、常に「反く」ものであり、「まつろはぬ」ものであった。その点では、クマソは反大和王權的存在で貫かれている。それに対し、ハヤトは服属した存在としてとらえられている。その転換期は、応神・仁德天皇のころで、五世紀を境にしている。

クマソからハヤトへの名称の変化には、両者が種族的に異なるのではないかという想定もできるが、古墳文化の様相からみて、その間に文化的な差異性を見いだすことはいまのところ困難である。

クマソからハヤトへの転換は、五世紀から始まつたとはいっても、その転換には、南部九州でも地域的に差異

が認められる。すなわち、九州東岸の日向に続く地域に、まず大和王権の勢力が伸長し、服属を余儀なくされた。それに統いて、九州西岸部から南下した勢力によつて、薩摩地方の北西部と西部が服属することになったものとみられる。ただし、後者の場合は、大和王権の勢力の直接的進出でなく、肥後（熊本）の勢力を介しての勢力伸長であったとみられる。したがつて、薩摩地方には、肥後系の勢力の痕跡が後代になつても見いだせる。

このように、東・西両海岸線に沿つて南下した大和王権の勢力が、最後までその攻略にてこずつたのは、南部九州内陸部の勢力であった。その地域こそ「ソ」、すなわち「贈於」である。「贈於」の地の完全なる服属は、八世紀まで待たなければならない。「クマ」なる「ソ」といわれるゆえんである。したがつて、「クマソ」と表記される『古事記』『日本書紀』の叙述の背後には、六世紀以後も頑強に抵抗し、大和王権に容易に服属しない「贈於」の地域が意識されているとみができる。

なお、「贈於」の地域は、現在の地域と混同されるが、古くは、霧島山系の西部を中心とし、その一部は鹿児島湾に面した現在の国分市を中心とした、いまの姶良

郡の郡域であつたことも注意しておかねばならない（『鹿児島地名大辞典』参考）。

## (二) ハヤトの語義

(1) 『古事記伝』の大著をなした本居宣長は、「ハヤビト」と読むのが、古い訓読としてはよいこと、また、大隅・薩摩二国の人は「敏捷（はやく）猛勇（たけき）」な性格をもち、猛勇も古語では「ハヤシ」といったこと、更にはハヤトに隼人の字を書くのは、その性格が鳥の「隼（はやぶさ）」のごとくであること、などを指摘している。

(2) ハヤはマリアナ語で南を指すので、ハヤビトのハヤは、これに由来するという説がある。

(3) ハヤシビトからきたという説がある。囉（はや）し人の意である。類似の説にハイト、すなわち、吠人の意とするものである。服属儀礼として、犬のほえ声を発するところや、ハヤトの歌舞の囉子と関連づけるものであるが、『万葉集』に『隼人の名に負う夜声……』とあるところなどからすると、それなりの論拠がある。

(4) 次に、地名に基づくとする説がある。『新唐書』

倭國伝に「邪古・波邪・多尼」とあり、邪古が屋久島・多尼が多瀬（種子島）と解すると、その付近に波邪といわれる地域があつたことになり、「波邪地方の人」すなわち、ハヤヒトということになつてくる、という論理である。

(5) 最近の代表的な説に、日本の古代には三分觀があつたというものである。それは三方向に異種族ないし敵が存在するとの考えが基礎にあつたとするもので、隼人・熊襲・蝦夷という名称は、「隼」が空を飛ぶ鳥であり、「熊」が地上の動物であり、「蝦」はエビ（海老）であり、水界の動物であることから天・陸・水の宇宙三界を表現しているとしている。

(6) チハヤヒト（凶暴な人）から転じたとする説。

(7) 隼人舞のテンボが、ほかの宗教的な歌舞よりも、異常に速かつたためとする説などもある。

いわば、ハヤトの名義は、性行によるもの、地名によるもの、方位によるもの、職掌によるものなどに分類でききそである。はたして、どの説が認められるであろうか。その重要なカギは、ハヤトの語が、どの時期から用いられ、その時期は政治的にどのような状況にあつたか

という、歴史的考察にある（中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

### (三) ハヤトの墓制

南九州の古墳時代の墓制を概観すると、地下式板石積石室・地下式横穴・立石土壙墓は、他の地域にはあまりみられないもので、いわば南九州に固有の形式ともいえるものである。したがつて、その各形式と、南九州の古代の住民である隼人の地域区分とを整合させてみると、

- ・地下式板石積石室 || 薩摩隼人の墓制

- ・地下式横穴 || 大隅隼人の墓制

- ・立石土壙墓 || 阿多隼人の墓制

とする考え方ができる（中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

## 四 稲積城（牧園）の修理

大隅・薩摩の地域は、それまで、名目上は日向国に属していた。ところが、日向の国衙は、現在の宮崎県西都

市にあつたとみられるので、その支配力は、大隅・薩摩の地域にまでは行き届かなかつた。ハヤトもまた日向国衙の存在を、それほど意識していなかつた。したがつて、筑紫大宰や、大宰府が直接かかわることが多かつた。それにしても、七世紀までは大隅・薩摩の地域では、從来の豪族層の勢力が強く、更に小地域での共同体の結束力が強かつたため、外部からの強い圧力に対しても、反発することがしばしばあつた。

簡単にいえば、大隅・薩摩の地域は、ハヤトの自治地域の觀があつた。それでも、天武朝以後は、じわじわと朝廷の権力のしめつけがあり、ハヤトもある時はそれに応じなければならぬ事態に追い込まれていた。しかし、南九州のハヤトの現地に、外部の力が直接及ぶ時には、抗戦することにちゅうちょするハヤトではなかつた。

それだけに、この地域に国を新しく建てるここと、国衙を置くことは、ハヤトを刺激することであり、それに直接対応しなければならない大宰府には、周到な準備が必要であった。その対応策として、『続日本紀』文武三年（六九九）十二月の条に、「大宰府をして、三野・稻

積の二城を修せしむ」とある。三野とは、日向兒湯郡の三納郷で、日向国衙の近くであり、稲積とは、大隅国桑原郡稲積郷（「稲積は踊郷（牧園）の古名なり」と『三国名勝図会』にあるから、牧園にあつた城と思われる）であるから、國府防備の城があつたと考えてよい。

『続日本紀』の記述は、二つの城を修す（城を修築する）とあるから、文武三年以前に、既に城が築かれているわけである。城塞（城・とりで）のようなものが、國府からほど遠からぬところに、築かれていたと想像されるのである。この城を中心にして、その他要害の地に柵が設けられ、戍（守備兵）が配置されていた。このように、厳しい監視体制に隼人たちは置かれていた。

稲積城が牧園町のどこにあつたのか、その辺ははつきりしないが、和氣清麻呂が、大隅国に流されたのが、稲積城修理から七〇年後の神護景雲三年（七六九）、この時、清麻呂は、義人稲積翁と共に、中津川の河伯祭の陋習を禁絶したという話（圃老巷談蒐道）が『三国名勝図会』にあり、義人・稲積翁の碑もある。このようなことから考えると、稲積城も下中津川のどこかにあつたので

はないかと思われる（井上辰雄著『熊襲と隼人』、中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

（注） 稲積城を修理した文武三年（六九九）は、歴史年表によると、<sup>飛鳥</sup>時代である。

## 第六章 薩摩・大隅国の成立

### 一 薩摩国の成立と隼人

#### (一) 薩摩国の成立

律令政治以前、阿多隼人や薩摩隼人とばく然とした領

域で呼んでいたこの地方に、新行政機構のもとに設置されたのが「薩摩国」で、この新国の設置は、地方における律令政治推進の一環としてなされたものであろう。大隅国について、『続日本紀』に、「日向国の四郡を割きて、始めて大隅国を置く」（和銅六年（七一三）四月条）によって、建国が明らかであるが、薩摩国については分国記事は史料になく、関係資料から大宝二年（七〇二）に推定している。

薩摩国の設置が大隅国のそれより早い時期になされたのは、何を意味しているのであろうか。第一には、八世纪初頭における大和政権が、律令政治の浸透を南九州に

求めた表れで、なかでも入唐航路の確保と、それに伴う南島諸島への進出を重視した結果が薩摩国設置を急いだ要因であろう。つまり、地理的条件の重視である。次には、薩摩半島は大隅半島に比して、地方部族の勢力が弱小で、設置しやすい条件にあったのではないかろうか。その証拠には、大隅国設置の和銅六年（七一三）の反乱、及び養老四年（七二〇）の大隅国守陽候史麻呂殺害に伴う隼人の反乱は規模が大きく、大隅半島の隼人の反抗勢力の大きいことを示している。

ところで、こうした「薩摩国」の建国について、薩摩半島の隼人はどのような反応を示したのであろうか。

#### (二) 薩摩国の郡・郷

薩摩の国設置当時の郡・郷の数は、「律書残篇」には「十三郡・三十五郷」となっている。次に『和名抄』の「諸国郡・郷考」によつて、薩摩国

の郡・郷名をあげてみると次のようになる。

出水郡（伊豆美）＝山内・勢度・借家・大家・国形  
高城郡（太加木）＝合志・飽多・鬱木・宇土・新田・託萬  
薩摩郡＝避石・幡利・日置

古之木之萬) || 管管・飯島  
 日置郡 (比於岐) || 富多・納薩・合良  
 伊作郡 (伊佐久) || 利納  
 阿多郡 || 鷹屋・田水・葛例・阿多  
 河邊郡 (加波乃倍) || 川上・稻積  
 頸娃郡 (江乃) || 開聞・頸娃  
 指宿郡 (以夫須岐) || 指宿  
 絡黎郡 (岐比禮) || 絡黎  
 霧山郡 (多仁也末) || 谷上・久佐  
 鹿兒島郡 (加古志萬) || 都萬・在次・安薩

### (三) 薩摩国の成立と隼人の反乱

薩摩・大隅国は、律令政治の推進を目指す中央政府の隼人支配の強化策であり、中央政府の支配組織の中に位置づけることであるが、これに對し隼人がどのように反応したのであろうか。大宝二年(七〇二)八月の『続日本紀』には、次のような記事がある。

薩摩・多穢、隔離化逆命、於是發兵征討、遂校戸置レ  
 吏焉(薩摩・多穢、化を隔てて命に逆らう。ここにおいて  
 兵を發して征討し、ついに戸を校し吏を置く)。

これは、薩摩と多穢が天皇の徳のある政治に従はず命令に逆らっている。そこで兵を派遣して征討し、ついに住民の戸(戸口のこと)で、戸数と人口)を調査し、役人を置いたということである。役人とは、政府から遣わされた国司であろう。この記事からすると、この時点で国司を置いているので、征討はそれ以前に始まっていたことになる。おそらく一、三ヶ月間の争いで、實際には七月半ばぐらいに征討は終了し、国司には大宰府の役人が任命されたものと思われる。

『続日本紀』大宝二年(七〇二)九月条には、「討薩摩隼人軍士、授勲各有差」とあり、これは、「薩摩の隼人を討った軍士にそれぞれ功績に応じて勲位を授けた」という論功行賞のことである。また、同書同年十月条に、次のような記事がある(意訳)。

これより以前、薩摩の隼人を征討した際、大宰府管内の神々九社に戰勝の祈願をしたが、まことにその神威によって、ついに荒賊を平定することができた。そこで、神々に幣帛(供物)をたてまつることによって、先の祈願に報いることとした。いまの薩摩国にあたる(唱更国司等が「国内の要害の地に柵を建て、守備兵を駐屯させてこの地を守る

うと思います」と言上してきたので、それを許した。

## 第6章 薩摩・大隅国成立

薩摩国の前身である唱更國の「唱更」とは、中國の唐の制度の模倣である。唐では召集された兵士が国境を守ることや、その任につく兵士のことを唱更といつてい。そうすると、国は設置されても、その初期には交代で兵を駐屯させて隼人の抵抗に備えていたと考えられる。もちろん、その兵士は隼人以外の者であり、おそらく九州各地から一定の期限付きで任務についていたものと思われる。その兵士たちの守備は主に国衙の周辺であった。国衙、すなわち国庁こそ地方政治の拠点であったから当然である。また、唱更の「唱」には導くの意味もあるから、辺境の隼人たちが中央政府の命令に従うよう唱導することも任務の一つであったと考えられる。

唱更國から薩摩國へという名称はいつごろ変わったのであるか。それを文献上で確認できるのは和銅二年（七〇九）六月である。それまでに変更したはずであるが、現在の史料だけからいえることは、大宝二年（七〇二）から六年前後は唱更國であり、七年後には薩摩國という國名が出現しているのである。

唱更國の時代には、南九州を除く、九州各地の兵士が交代で国衙一帯を守護していたが、それは一種の防人でもあった。「更」には防人の意味もある。また、大宰府によつて軍政がしかれ、不測の事態に備えていた。大宰府は、その間に永続的な隼人対策をねり、肥後国（熊本県）の住民二〇〇戸、約五〇〇〇人を薩摩国に移して、防人から屯田兵的な永住兵士にきりかえた。この大宝二年の薩摩隼人らの反乱は小規模とはいえ、中央政府には相当の衝撃を与えたようである。この反乱以後、薩摩国内における反乱は史料にならない。

### 一 大隅国成立と隼人

#### (一) 大隅国成立

唱更國が薩摩國となり、一段落したころ和銅六年（七三）四月に大隅國が誕生した。その時の『統日本紀』の記事によると、「日向國の肝屬、贈喰、大隅、始羅の四郡を割きて大隅國を置く」とある。この記事から明らかのように、大隅國は日向國の四郡を分立させたもので

ある。現在とは、郡名の使用文字や郡域の変更などがあるので説明を加える。

・肝屬は肝付で『続日本紀』には肝衝・肝坏と載せ、後世これを「肝付」と書くようになった。『和名抄』は岐毛豆岐とよむ。

・霧島は、現在の地域と混同されるが、古くは霧島山系の西部を中心とし、その一部は鹿児島湾に面した現在の国分市を中心とした今の姶良郡の郡域であった。

・大隅は、たぶん垂水市から根占町にわたり、その一部は内陸部にも入り込んでいたとみられるが、推測は困難である。今日では、この郡名は消滅している。

・始羅は、鹿屋市から串良町にかけての一  
帶であろう。『和名抄』では、阿比良とよむ。

大隅国の設置当初は右の四郡であったが、のちに菱刈ひしかり（三ヶ島郡、二上郡、菱刈郡）へ、七百三十六年

が郡家を建てんことを願つて創置)と、桑原(この郡については、郷土牧園との関係があるので後で詳しく説明する)の二郡が創置され、多樹國の廢止とともに、馭謨<sup>ごも</sup>

(二) 大隅国國司

熊毛の一郡を加え八郡となつた。

薩摩・大隅国郡郷図



(『かごしま郷土の歴史と物語』から)

第6章 薩摩・大隅国の成立

ある。

土師山麻呂 // 十年(七三八)  
日置三立 // (〃)  
大伴国人 // (〃)  
中原伊加麻呂 天平宝字七年(七六三)任  
中臣習宜阿曾麻呂 宝龜三年(七七二)任  
※和氣清麻呂流譲の導火線となつた人物である。

中原長國	高橋寛徳元年（一〇四四）但馬守	天喜二年（一〇五四）
内藏	藤原元範	康平三年（一〇六〇）
伴国忠	延久元年（一〇六九）	延久元年（一〇六九）
守貞	嘉承元年（一一〇六）任	永長元年（一一〇九）任
良俊	天永二年（一一一二）任	天永二年（一一一二）任
清原貞繼	永久四年（一一一六）任	（一）
師光	元永元年（一一一八）任	（一）
中中原	天承元年（一一三二）	（一）
建部	（一）	（一）
藤原	（一）	（一）
酒井	（一）	（一）
菅野	（一）	（一）
中原兼遠	（一）	（一）
中原信兼	（一）	（一）
清原盛保	（一）	（一）
大江康定	仁平二年（一一四三）	久安四年（一一四八）任
大中臣清友	（一）五年（一一四九）任	（一）五年（一一五五）任
後弘	（一）	（一）



『和名抄』によると、大隅国の国府（国衙の所在地）は桑原郡にあつたとされ、現在の国分市府中が推定されている。しかし、いまだ本格的調査が行われていないため、地名から見て確率は高いが、確定的なことはいえない。

各国はほぼその規模に応じて大国・上国・中国・下国の四等級に区分され、派遣される国司の員数や各国司の位階（官位）も定まっていた。大隅・薩摩両国は中国であつたから、国司は守が正六位下、掾が正八位上、目が大初位下でそれぞれ一人、そのほかに史生（書記）三人が配置されることになっている。

守は一国の政務（行政・司法・警察など万般）に当たり、大国におかれた介は守を補佐し政務を代行、掾は国内の非違を正し、目は上命によつて勘案作成した文書などの審査にも当たり、史生は目の下で書記及び諸雜務を行つた。

國司は律令の規定では、六年の任期で中央から派遣されることになつていて。しかし、その任期については、四年に変更されたり、西海道（九州）だけ五年になつたこともある。いずれにしても、本来は中央の官人であつたから、その俸給は位階に応じて、朝廷から支給されるのが原則のはずであるが、国司の場合は現地で職分田が与えられることになつていて。大隅・薩摩両国のような中國の場合、その面積は守で二町、掾で一町二段、目で一町、史生で六段という規定である。

この田地からの収入だけでは決して多いとはいえないであろう。天平十七年（七四五）になると、公廨稻が新設された。公廨とは役所の用度の意味である。この制度によると、大国では四〇万束、上国では三〇万束、中国では二〇万束、下国では一〇万束をそれぞれ超えない範囲で国庫から出掌（農民に春の植え付け時に貸し付け、秋の収穫時に利息とともに回収する）に出し、その利息をもつて各國の財政上の欠損を補うとともに、その残額を國司たちで配分するというものであつた。

國の財政上の健全な運営を名目にかかげてはいても、また、この制度は國司借貸稻に代わるものという意味があつたとしても、この制度は國司の私腹を肥やすために利用されることになつた。もちろん、配分法についても取り決めはあつた。それでも、大隅の國守の收入を試算すると四八〇〇束（一束は現在の米二升（約三・六リットル）

トル)」になり、田地九六町分の全収穫高に当たる額となる。

公廨稻の制度は、各国の財政上の欠損を補うことを第一義としていても、その運用は国司が行うのであるから、収益配分をむさぼることが次第に激しくなることはいうまでもない。

ところが、大隅・薩摩の場合には少し様子が違っていた。というのは、両国とも中国ではあっても、二〇万束を出挙に出すほどの余裕もないし、また、それを受け入れる田地もなかつた。したがつて、その上限を四万束と決められていた。下国の一〇万束の半分にも満たない数量。中國とは名ばかりで、別の見方をすれば、国司の俸給も払えない国ということにならう。このような国に国司赴任の希望者が出るとは考えられない。このため奈良時代後半になると、大隅・薩摩の国司には左遷人事によるとみられる人物が多くなる傾向がみられる。大隅・薩摩は、辺境にあるばかりでなく、夷人として蔑視される隼人の國、そのうえ収入が少ないとなれば、だれが好んで赴任するであろうか(中村明藏著『南九州古代ロマン』参考)。

### (三) 大隅国の郡・郷

『和名抄』の「諸国郡・郷考」によつて、大隅国の郡・郷名をあげてみよう。

郡	・郷名をあげてみよう。
菱刈郡	(比志加里)    羽野・亡野・大水・菱刈
桑原郡	(久波々良)    大原・大分(云々按豊後郡名考へし)
豊國・答西	・稲積・廣田(廣西)・桑善・仲川(国用ニ中
津川三字ニ	・(後記桑原郡参照)
曇岐郡	(曾於)    葛例・志摩(国用ニ島字ニ)・阿氣・方後・
人野	(或云人は入の誤りにはあらぬか)
大隅郡	・人野(今按これは一郷の二郡にわたれるか) • 大
隅・諸列	・始穂・補覆・大阿・岐
始羅郡	(阿比良)    野裏・串伎・鹿屋・岐刀
肝屬郡	(岐毛豆岐)    桑原・鷹屋・川上・鷹麻
馴謨郡	(五牟)    謨賢・信有
熊毛郡	(久末介)    熊毛・幸毛・阿校(有三郷ニ)

### (四) 大隅国の成立と隼人の反乱

薩摩国が創置された時にも、隼人の反乱が起こり征討されているが、大隅国の分立の際にも隼人は抵抗したら

しく、薩摩国を上回る争乱があつたようである。『続日本紀』和銅六年（七一三）七月条に、「今、隼の賊を討てる將軍並びに士卒ら、戰陣に功の有る者一千二百八十人、並びに宜しく勞に隨いて勲を授くべし」とあり、征隼人軍の叙勲が行われている。

この記事そのものは反乱を扱つた記事ではないが、その内容からして反乱の大きさが推定できる。『続日本紀』には征隼人軍の規模や、戰闘の状態が記載されていないため、具体的な点は不明だが、先の薩摩・多歎（種子島）の反乱が建国に端を発していることを考えれば、この反乱も大隅国が和銅六年（七一三）に日向国から分国した年に発生しており、中央政府の建国政策に対する軍人の抵抗であつたと思われる。

また、翌和銅七年（七一四）三月の記事（『続日本紀』）には、「隼人は昏荒、野心にして、いまだ憲法に習はず。よつて豊前國の民二百戸を移して、相勧め導かしむ」とある。「昏荒」とは、心がくらくて荒々しいことであり、「野心」とは、野蛮な心であり、「憲法」とは、朝廷の法律・命令などの意味であろう。朝廷では、隼人を指導するために、豊前国（福岡県・大分県）から二〇〇

戸を移すという。

古代の法律である律令によると、一郷は五〇戸と定められている。また、一戸は大家族で親族など数家族を包括し、更に奴婢と呼ばれる男女の奴隸を所有していることもある。あれこれ含めると、一戸は二〇人から二十五人ぐらいの構成になる。九州の場合でいうと、正倉院に残っている八世紀初めの豊前國の戸籍から、一戸当たりの人数を計算したところ、二五人前後という平均値が出てきた。

このようにみてくると、豊前國からの移民の概数は二〇〇戸、約五〇〇人となる。想像以上に多い数の移民である。この時、移住してきた二〇〇戸は、薩摩國の場合（薩摩國には肥後（熊本県）から同じく二〇〇戸、約五〇〇人が移住している）と同じく、大隅の国衙周辺に配置されたものと思われる。大隅の国衙は国分市の府中にあつたと推定されている。

『和名抄』によると、大隅國の國府（国衙の所在地）は桑原郡にあつたとされ、郡内には、「大分」「豊國」などの郷名がみられるので、豊前國からの移住者との関連が十分に考えられる。

大隅国が分立した和銅六年（七一三）四月と同じ時期に、丹波国（京都府・兵庫県）から丹後国が、備前国（岡山県）から美作国が分立しているが、何事も起こっていない。このころ、中央政府は盛んに分国政策を行つてゐる。大きな国を二つに分けることは、それだけ、より細かく行政が徹底していくことになる。この政策を中央にあって領導したのは、大宝律令や養老律令の制定に中心的な役割を果たした藤原不比等であった（坂本太郎『日本全史』2古代——五七ヘージ参考）。この分国も、中央集権国家の法である律令制を積極的に推進しようとしたことの表れであつた。大隅の場合も、分国に伴つて、中央政府による隼人の把握がより強化されることになつたから、それに反発する空気が陥惡となり、反乱に至つたものであろう。

このような状態は、乱平定後もくすぶり続けていた。その七年後、養老四年（七二〇）には、ついに、大隅国守陽候史麻呂が殺害されてしまった。この報告を大宰府から受け取ると、政府はただちに、中納言正四位下大伴宿禰旅人を「征隼人持節大將軍」に任じ、從五位下笠朝臣御室と、同じく從五位下巨勢朝臣真人を副將軍とし

て、征討軍の派遣に踏み切つた（『統日本紀』養老四年二月、三月条）。「時に盛熱に属す」といわれたよう、酷暑の中の戦闘で苦難の連続であった。しかし、やがて圧倒的な兵力をもつ政府軍はその鎮圧に成功し、「兇徒は剪り払い、酋帥面縛せられて、命を下吏に請ひ、寇党叩頭す」（『統日本紀』養老四年六月条）と報告された。さしもの隼人軍も敗れ、酋帥は捕らえられてしまつたのである。

このように大隅国の隼人が、国守殺害という強行手段をとつたのは、陽候史麻呂の失政や私恨ということも想像されなくはないが、政府の「造籍」政策に対する反抗であつたろう。先の大宝二年（七〇二）、和銅六年（七一三）の反乱も、また、今回の養老四年（七二〇）の反乱も、すべて造籍の年か、またはその準備に入る前年に当たつているのである。造籍は、隼人の一人一人の姓名、性別、年齢が戸ごとに記載されるから、完全に中央政府の掌握下に入ることを意味する。中央政府はこれをもとに班田收授や、律令制による賦課が行えるようになるのである。だから、隼人の共同体の土地所有も、また個人的な開墾地も、すべて公収されることになるとすれ

ば、長い間そのような生活様式を保ち続けてきた隼人社会は、大きく転換をせまられることになるのである。その不安が反乱となつたと考えられる（以上、井上辰雄著『熊襲と隼人』・『指宿市誌』、中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

### 三 桑原郡（姶良郡）

桑原郡は、大隅国の郡名で、鹿児島湾奥の北部一帯に位置する。古代には、近世以降の姶良郡域を含む広大な郡域を有したが、中世になると、桑原郡は桑東郷（牧園町・日当山辺り）・桑西郷（隼人町・溝辺町辺り）・桑善郷（桑原郡の誤りとも考えられ、今の府中国分辺り）の三郷に分かれ、桑原郡の名はいつたん消えてしまう（『県地名大辞典』参考）。

大隅の国が、和銅六年（七一三）に日向の国から分立した時には、肝坏・贈於・大隅・姶羅の四郡であつたが、後年、菱刈（天平勝宝七年（七五五）創置）・桑原・馭謨・熊毛の四郡が加わって八郡となつたのである。大隅国の創置に伴い、朝廷では、隼人を指導するために、

豊前国（福岡県・大分県）から二〇〇戸（約五〇〇〇人）を移住させていることは前述したが、この移住してきた二〇〇戸は、薩摩国（肥後国から同じく二〇〇戸を移住）の場合と同じく、大隅国衙（国分市府中）周辺に配置されたものと思われる。『和名抄』によると、大隅国の国府は、桑原郡にあつたとされ、郡内には「大分」・「豊国」などの郷名もあるので移住者との関連も考えられる。

大隅国では、この移住者の居住区域に新しく、桑原郡が設置されたものとみられる。『地名辞書』によると、「桑原郡は、古代の曾於郡を割きて置きしなるべし」とあるから、曾於郡から分割されたものであろう。ところで、桑原郡はいつごろ創置されたのであろうか。桑原郡の初見は、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）三月条にある「大隅国桑原郡蒲生駅……」で、『律書残篇』には管郡五郡とあり、菱刈郡が天平勝宝七年（七五五）の建郡であるから、桑原郡の建郡は天平勝宝七年以後、延暦二十三年以前のこととなる。

『和名抄』の訓は「久波々良」、管郷は、大原・大分・豊国・答西・広西・桑善・稻積（牧園町）・仲川（牧園町）

の八郷である。それぞれの郷を現在の町村に比定するに当たっては『県地名大辞典』を参考にして記す。

・ 大原郷 || 「太宰管内志」三九には、「大原郷・和名抄に桑原郡大原とあり。大原ハ於保波浪と訓ムヘシ」とする。比定地については、「大原郷は、西隣薩摩国鹿児島郡吉田村に邑名として残っている故、その辺から重富にわたる地か」とされる(『県史』)。

・ 大分郷 ||

『続日本紀』和銅七年(七一四)三月壬寅(十五日)条の「隼人昏荒野心、未習憲法、因移

豊前国民二百戸、令相勸導也」(隼人は、心が荒々しく、野蛮な心をもつておらず、まだ朝廷の法律・

命令に従わない、よって豊前国(福岡県・大分県)から二百戸(約五千人)を移し、隼人を指導させる)の記事から、大分郷は豊前国からの移民の一つといわれる(『県史』)。比定地については現在の蒲生町に残る北、姶良町に残る北山などの地名を大分の遺称地とし、この付近に当てる説がある(『日本地理志料』)。

また、姶良町船津の宮田ヶ丘に大隅国分寺の瓦

を製作したとみられる古代瓦窯跡があるが、古代隼人の地での瓦工の技術は先進地技術の導入が必要であり、そのために豊後国大分郡から当地に瓦工の移民が行われ、大分郷の地名がつけられたとも考えられる。以上のように考えれば、当郷は現在の姶良町域に比定されよう。

・ 豊国郷 || 前記した大分郷と同じく、豊前国からの移民の住んだ地域とする説(『県史』『地名辞書』)

と、一般に地味の肥えた土地を指す名称と考える説とがある。『地名辞書』は帖佐村・山田村(姶良町内)・西国分村付近(隼人町内)と推定し、

『県史』は帖佐村の豊留(姶良町豊留)付近に当てている。別府川下流域の鹿児島湾に臨む地域に位置し、現在の姶良町南部から加治木町にかけての一带に比定される。

・ 答西郷 || 「タフセ」と読まれるので、近世の帖佐地区と考えられる(『鹿児島県の歴史』)。

『古代地名考』では、「本来「竹合西」の三文字であったものが「答西」の二字になってしまったものと仮定することが許されるならば、溝辺町

の「竹子」が有力な比定地となる」とあり、帖佐と溝辺の二説がある。

・広西郷（広田郷）||高山寺本は広西、刊本・伊勢本・

東急本では広田郷とある。広西とすれば、現在の

国分市広瀬が遺称地と考えられ、国分平野東部に

比定できるが、この地域は古代には曾於郡域であ

った可能性が強い。一方、『地名辞書』は広田を

採用して加治木町・溝辺町付近かともするが、栗

野町に広田なる地名があり、栗野町が有力比定地

となる。しかし、栗野町域も古代には地勢上から

見て萎刈郡域であった可能性が大であるので、難

点があり、現在のところ比定地は未詳とせざるを

えない。

・桑善郷||葦にちなんだ地名と考えられ、桑原郡の東

を流れる天降川は別名を芦江川といったという

（『三国名勝図会』）。近世の踊郷（牧園町）・日当

山郷（隼人町内）が中世の桑東郷、近世の溝辺郷

（溝辺町）・国分郷（隼人町内）が中世の桑西郷

にほぼ相当するが、桑善郷と中世の桑西・桑東郷

が関連するものとすれば、日当山郷域が当郷とな

るが、根拠は必ずしも十分でなく、比定地は未詳とするのが妥当である。なお、『地名辞書』には、「桑善は桑原の誤りにして、今の府中国分の地ならん」とする説を載せている。

最後に、牧園町に比定されている「稻積郷」と「仲川郷」の二郷をもつてきただが、八郷中、二郷とも牧園町に

比定することには無理があり、いろいろと問題を含んではいるが、今後の検討を待つことにして、次のように記述しておく。

・稻積郷||和氣清麻呂が大隅国に流された時、父老稻

積なる者の家に居住したと伝えられる地で、宿窪

田の旧名を稻積といふことから、踊郷（牧園町の

旧名）辺りかと説かれている（『三国名勝図会』

『県史』）。しかし、「稻積は踊郷の古名」という

『三国名勝図会』『地理纂考』記載の伝承は、そ

の典拠が不明確であり、検討を必要とする。その

理由は、仮に牧園町を有力比定地とすると、牧園

町には中津川という大字があることから「仲川郷」

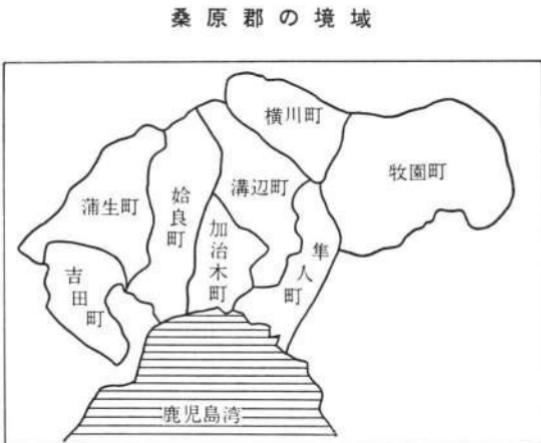
の比定とも重複することになり、これを克服しなければならなくなるからである。稻積郷の比定

は、所在不明である「稲積城」（『続日本紀』記載）問題ともかかわり、稲積城の比定が解決すれば、単に稲積郷の比定だけでなく、桑原郡内の郷名比定を大きく前進させることになろうと、『県地名大辞典』は語っている。

・仲川郷〔『和名抄』に「国用仲津川三字」と注記があり、「なかつがわ」を二字にまとめたものとみてよい。牧園町の大字に、上中津川・下中津川があり、これに比定できるが、「稲積は蹄郷（牧園町）の古名なり」という『三国名勝図会』「地理纂考」の伝承を克服しなければならない問題を含んでいる。牧園町に仲川郷・稲積郷と、桑原郡内に八郷あるが、その中の二郷を比定することには無理がある。

桑原郡の八郷中、二郷が牧園町内に存在するということが、たしかに無理があるとしても、「仲川郷」については、あまり問題はないようと思われる。地名比定の研究は、古代史を研究する基礎となるものであり、今後、更に研究されることが期待される。

次に参考として、『古代地名考』による「桑原郡」の境域図を掲載するが、『地名辞書』に「桑善郷は、桑原郡の誤りにして今の府中国分の地ならん」の説に従えば、桑原郡の中に国分も加えなければならないのではないだろうか。



(『古代地名考』から)

## 四 律令下の治政

### (一) 監視体制下の隼人

これまで述べてきたように、大隅・薩摩の国が創置され、国・郡・郷制を実施し、形式的には律令制に基づく諸政策が進められることになった。しかし、国府の置かれた大隅国桑原郡（のちの姶良郡）には、稻積郷（牧園）に稻積城があつたように、国府防備の城が国府からほど遠くないところに築かれていたと想像されるのである。

この城を中心に、その他要害の地に柵（とりで）が設けられ、戍（守備兵）が配されていたことは、先述のとおりであるが、『続日本紀』に、「日向・大隅・薩摩の三国、大風にして麻を損尽す。詔して柵戸の調庸を取る勿れ」（天平神護二年（七六六）六月条）とあるから、隼人の国といわれる三国に柵戸が置かれていたことは明らかである。

「軍防令」には、隼人や蝦夷が居住していた、いわゆる辺遠国に移住せしめられた人たちの生活状態を述べた部分がある。それによると、彼らの本居はすべて城堡内に置き、田を営む時には城から出て墾（たがや）し、時には営田のそばに庄舎を設ける。しかし、収穫がすめばまた城堡内に帰ることを定めているのである。そして、城堡が崩れたらそこに居住する人たちが、修理するのである。このような姿が柵戸の実態に近いものだつたのだろう。

「職員令」を見ると、「日向・薩摩・大隅らの國總て鎮捍（ちんかく）、防守」という規定がある。『令義解』では「鎮捍（ちんかく）」を「謂うところ、捍は衛なり。言、寇賊を鎮め衛るなり」と注し、「防守」を「凡そ、此の国、辺境にして、人心、余人と殊なれり。故爾云ふのみ」と解している。これらの平安時代の法律学者の注釈からみても、隼人に警戒の念をゆるめようとしなかつた中央の人たちの気持ちがうかがえるのである。このように厳しい監視体制に置かれていたのが、律令時代の隼人たちの現状であった。

### (二) 中華思想と古代国家

隼人に対する支配の特徴の第二は、「朝貢」（属国の使臣などが朝廷に来てみつぎものを奉ること）の義務であった。服属した豪族が朝貢するというのは一般的な形態

かもしれないが、定期的に長い間朝貢を繰り返すことを求められたのは隼人だけである。その朝貢は律令時代に入ると、いちだんと強化され、整備されていった。その政策の最高の責任者は、藤原不比等であった。

不比等は中央集権国家の確立を目指し、地方行政の合理化を推進してきたが、不比等のえがく理想的国家像は、いうまでもなく大唐国であった。中国の王朝はみずから中華と称し、文化が絢爛と花咲き、国王は徳治を行い、四海平穏であることをうたい、そして、その周辺にいる夷狄たちはその王化を慕つて朝貢を繰り返すことを理想としていたのである。この中華思想を大唐国のモデルとともに導入した日本の律令国家も、小規模ながら大唐国にみずから擬する方策がとられたのである。

それとは別に、中国でいう夷狄、つまり東夷・南蛮・西戎・北狄に相当するものを、日本に設定しなければならなかった。といっても、日本は四方を海に囲まれ、その周辺には唐や朝鮮諸国のはかにはほとんど国はなかつた。そこで、あえて日本の東北部に居住していた蝦夷と、西南部に住む隼人を、東夷・北狄・南蛮・西戎に擬定したのである。東北地方にあって「まつろはぬ人たち」を

「蝦夷」と称するのも、西南の人たちを「熊」や「隼」などという動物名で表記するのと同じ侮蔑感によるものであるが、彼らを「エミシ」というのも、夷（エビス）という意味である。

事実彼らはあくまで「夷人雜類」とされていたのである。「賦役令」を注した『古記』には、「夷人雜類。謂ふところ。毛人。肥人。阿麻弥等の類」とい、隼人や毛人（蝦夷）が彼らの故郷に居住していれば「夷人」とい、朝廷領に普通の人たちと雜居している人を「雜類」と呼ぶ。つまり、蝦夷や隼人、それに阿麻弥人などは「夷人雜類」といって特殊の扱いを受けていたのである。

だから、隼人を異民族視し、朝貢させるというのは律令体制による強制であり、擬態であつたといわなければならない。このようにして、隼人の朝貢はその初めから、極めて政治色の強いものであり、あくまで天皇の權威や徳治を広く宣揚するために演出される運命にあつたのである。『続日本紀』の養老六年（七二二）条に「陸奥の蝦夷、大隅・薩摩の隼人らを征討せし將軍已下、及び有功の蝦夷、并びに『訳語』の人に勲位を授く」ともある。

「夷人雜類」とされた蝦夷や隼人の征討には、「訳語」が従軍して活躍している。この「訳語」とは、「諸蕃域を異にし、風俗同じからず。若し訳語無くば以て事を通じ難からむ」(『続日本紀』天平二年(七三〇)三月条)とあるように、今日でいう通訳のことである。つまり、通訳がなければ蝦夷や隼人らとは言葉が通じなかつたということである。このように、隼人は「夷人雜類」とされ、異民族視されていたのである。ここで忘れてならないのは、日本の古代国家は中華思想が大きく作用していたということである。

### (三) 大隅・薩摩隼人の朝貢

#### 1 六年一替の制

隼人の朝貢が具体化したのは、天武・持統朝のころであつたが、靈亀二年(七一六)に至ると、「薩摩・大隅二国より貢る隼人は、已に八歳を経て、道路遙隔にして、去來便ならず。或は父母老疾し、或は妻子单貧なり。請ふ。六年を限りて相替へむと。並に之を許す」(『続日本紀』靈亀二年五月条)として六年一替の制となつた。

当時、日本の西南端の地から京に上るのは、「道路遙かに隔つ」といわれたように、大変な旅行であった。ちなみに『延喜式』では、これらの國々から調庸物を運送するのに、大宰府まで一二日、大宰府から京まで二七日の行程と定められていた(『延喜式』卷二四主計上)。この京とは京都で、奈良ではないが、大体四〇日間ぐらいかかったことは間違いないまい。一月以上もかかっていろいろな貢納品を運んでくるのである。

当時の道路は、もちろん今日のように立派ではない。その悪路を歩き続け、幾重にも山を越えて京にまでたどりつく。しかも一度、京に上れば、容易に帰郷することは許されない。彼らは今來の隼人として隼人司に使われ、吠え声など發して朝儀や行幸の供奉に駆使された。そして、八年も留めおかれてしまつたが、故郷では父母は年老い、あるいは病氣に倒れる人もいる。また、妻や子だけが一人取り残されて日々の生活にも困る家庭も少なくなかつた。一家の働き手が故郷を留守にしているのだから、労働力は老人や婦女子の手にゆだねられていく。先の『続日本紀』の表現も決して誇張したものでなかったのである。

また、この六年一替という政策が打ち出されたのは、**靈龜二年（七一六）**という年が、隼人の反乱のあった和銅六年（七一三）大隅国創置の年と、**養老四年（七二〇）**大隅国守、**陽候史麻呂**が隼人に殺され、隼人征討の行われた年との間に挟まれる時期であつたことにも関連がある。反乱に悩まされる政府が、少しでも隼人の不満を緩和しようとしていたからである。

## 2 養老七年（七二三）の朝貢

この六年一替の制は、**靈龜二年（七一六）**の翌年、**養老元年（七一七）**から運用され、次の隼人の朝貢は、それから六年後、**養老七年（七二三）**五月に行われている。

『続日本紀』養老七年五月、六月条には、「辛巳（十七日）大隅、薩摩二国の隼人ら六百二十四人朝貢す。甲申（廿日）纏を隼人に賜ふ。各、その風俗歌舞を奏す。酋卒三十四人、位を叙し禄を賜ふこと、各差有り。六月庚子（六日）隼人、郷に帰る」とある。

この年は、翌月早くも帰郷が許されているが、この隼人の朝貢は、実は大変な時期であった。それは『続日本紀』の同年四月条にあるように、**養老四年（七二〇）**大隅守陽候史麻呂の殺害に端を発した隼人の反乱の影響

がこの年に至るまで残り、日向・大隅・薩摩の三国は、「國土は荒廃して年穀登らず、飢疾あり」といわれる状態をおしての上京であつたのである。政府としても規定どおり上京した隼人の大集団を即刻帰らせる特別処置をとつたのである。

それにしても、隼人を六二四人も朝貢させたのは何のためであろうか。それは、新羅の使節が日本に来ていたことと無関係ではない。当時、朝鮮三国を統一した新羅国は、日本にとつては、ライバル意識をおこさせる国であつたから、日本は意地にでも自國の強大さや国家の繁栄ぶりを誇示したかったのである。隼人がかくも大勢で、朝貢物を運んで朝貢する姿は、あたかも大唐国に周辺の諸民族が方物をもって長安に来て、皇帝に拝謁を求めるのに似ていた。このような中華思想実現のために、一役を担わされたのが隼人の朝貢であつたのである。

## 3 天平元年（七二九）の朝貢

その後も、多少の改替はあっても、六年おきぐらいに朝貢は繰り返されていた。養老七年（七二三）の後は天平元年（七二九）である。その六月に、「薩摩隼人ら、調物を貢す」（『続日本紀』天平元年六月条）として、ま

す、薩摩隼人一行が入朝した。そして、天皇(聖武天皇)は、大極殿に御し、閤門において隼人らが奏する風俗歌舞を見、隼人らに位を授け、禄を賜っている。

七月になると、今度は大隅隼人が調物を貢するため上京している。その時は「大隅隼人始羅郡少領外從七位下勲七等加志君和多利、外從七位上佐須岐君夜麻等久々壳に、並びに外從五位下を授く。自余位を叙し禄を賜ふことまた各差有り」(『続日本紀』天平元年七月条)として、加志君らが叙位されている。

#### 4 天平七年(七三五)の朝貢

この七月に、「大隅、薩摩の二国、隼人三百九十六人、入朝して調物を貢す」(『続日本紀』天平七年七月条)と見えている。そして、八月には、「天皇、大極殿に御し、大隅・薩摩の二國の隼人ら方樂を奏す」(同八月条)とあり、次いで二國の隼人三八二人に、爵並びに禄を賜っている。

#### 5 天平十五年(七四三)の朝貢

『続日本紀』によると、天平十五年七月に、天皇が石原宮に御して隼人らに饗を賜つており、次いで、曾乃君多利志佐・前君乎佐・佐須岐君夜麻等久々壳らに位を授

けている。この年にも新羅使が来朝しているが、隼人の朝貢と一致するのは、見過ごすことはできないことであろう。

#### 6 天平勝宝元年(七四九)の朝貢

「大隅・薩摩両国の隼人ら御調を貢す。并に土風の歌舞を奏す」(『続日本紀』天平勝宝元年八月条)とあるように、この年も、外正五位上曾乃君多利志佐が從五位下に、外從五位下前君乎佐に外從五位上、外正六位上曾県主岐直志自羽加禰保佐々に外從五位下が授けられている。この授位で特に注目されるのは、曾乃君多利志佐が外位より内位に進められたことである。一般に地方豪族でも最高の位は外位の五位どまりである。中央の貴族に与えられる内位に昇進されたのは、破格の授位といわなければならない。

このような恩典は、この年の七月に聖武天皇からその皇后に禅讓が行われ、孝謙天皇の即位が行わたった年で、このような国家重大事に合わせて隼人の朝貢が行われたとみてよい。

#### 7 天平宝字八年(七六四)の朝貢

天平宝字八年まで一五年間のブランクがある。この年

の正月に、「大隅・薩摩の隼人相替る。外従五位上前公乎佐に外正五位下、外正六位上薩摩公鷹白、薩摩公宇志には、並びに外従五位を授く」(『続日本紀』天平宝字八年正月条)とあるように、この年も、政治的にいえば、中央政局は孝謙天皇と淳仁天皇、藤原仲麻呂との軋轢が決定的なものになりつつあった時期であった。九月にはついに藤原仲麻呂は乱を起こし、誅殺(ちゆうさつ)されているのである。おそらく隼人の動搖をおさえ、その慰撫(いぶ)を目的としたものであろう。

### 8 神護景雲三年(七六九)の朝貢

次いで、神護景雲三年に入朝の記事がある。すなわち、「天皇臨軒す。大隅、薩摩の隼人、俗伎を奏す。薩摩公鷹白、加志公嶋麻呂、餌隼人麻比古、薩摩公久奈都、曾公足麻呂、大住直倭上、大住忌寸三行らに授位。自景雲三年十一月条。」

隼人の俗伎を奏する季節は、普通七、八月であるの余の隼人らに、物を賜ふこと差あり」(『続日本紀』神護景雲三年十一月条)。

### 10 延暦二年(七八三)の朝貢

『続日本紀』における最後の入朝記事は、延暦二年であつた。「大隅、薩摩の隼人らを朝堂に饗す。其の儀、常の如し。天皇閨門に御して臨觀したまふ。詔して階を進め物を賜ふこと、各差あり」(『続日本紀』延暦二年正月条)。

この年に隼人の俗伎奏上が行われたのは、むしろ当然

のである。

### 9 宝亀七年(七七六)の朝貢

称徳女帝のあとを受けて擁立された光仁天皇の時代では、宝亀七年(七七六)に隼人の朝貢をみている。「南門に御し、大隅、薩摩の隼人、俗伎を奏せり」(『続日本紀』宝亀七年二月条)で、例によつて、大住忌寸三行、大住忌倭、薩摩公豊繼(とよつぐ)、その他八人に授位があつた。

隼人の俗伎奏上の二日前には、東北の蝦夷に対し大規模な作戦の開始が告げられている。同じく「夷人雜類」とされる蝦夷の征伐に当たつて、隼人の俗伎を奏しめる

のは、服属儀礼を通じて、隼人から服属の確認を取るとともに、蝦夷に対する示威を行ふことを意味するものであつたかも知れない。

であつたが、あえて政治的な理由をあげるならば、天平元年に藤原光明子<sup>こうみょうし</sup>が立后した時にも隼人の朝貢がみられたことから推して、藤原乙平漏<sup>おとひろう</sup>が皇后に立てられたことをあげるべきであろう。このような政治権力者の政争の演出の一につ、隼人の俗伎が利用されていたのである。

以上、みてきたとおり、隼人の入朝の前後にはいろいろな政治的な事件がからまり、時の権力者はそれを巧みに利用していたのである。隼人が「鎮撫」の呪術をもつことは、反対勢力の鎮圧や、人心の鎮静に役立つと考えられたことともあろうし、また、はるばる上京する「夷人雜類」の服属儀礼が、権力の誇示に利すると考えられたことにもよるものであろう。

11  
入朝隼人の授位

隼人にとっては、六年一替による入朝は大変な負担であったし、夷人雜類として俗伎を奏することは、極めて屈辱的なことであった。そのため、朝廷では隼人を率いて上京する豪族層には、必ずといってよいほど、外五位の位を授けて慰労している。五位を授位されることは、地方豪族にとって極めて有利な条件となるからである。それは、位禄や時禄などという封給が増加するというこ

とだけではなく、墾田の最大限度が急増するという特典をもたらした。

天平十五年（七四三）の五月に、有名な墾田永代私有法が発布されている。新しい土地を開墾して田とした者には、永代にわたって私有を認めるというものであつたが、これには公地公民制を建前とする律令制を根本から覆すおそれがあつたか

ら、無制限に認可された

その条件とは、位階による  
摺田私有の制限であつ  
た。地方豪族の授位は、

五位を限度とするのが普通であるが、その場合、

五位と六位以下では墾田

は倍の開きがある。外位  
でも五位に列せられれ

ば、一〇〇町の墾田は認  
められることとなり、怪

められることがあり、経済的にもかなり優位に立

郡司主政、主張	郡司大領、少領	初位以下庶民	六位以下八位	王臣	王臣	王親王臣三品、三四位品	王親臣王二品	王親臣王一位品
一〇町	三〇町	一〇町	五〇町	一〇町	二〇〇町	三〇〇町	四〇〇町	五〇〇町

ちうる。隼人の場合、入朝の代償として五位の授位をすることによって、円滑に朝貢を進めさせようとしたものであろう。しかし、このことは、在地の豪族を互いに競わせることになるから、これもある意味においては隼人間の離間をはかる政策であったかもしれない。ある。

### 12 隼人朝貢の停止

ところで本国から隼人を交替で貢することは、延暦二十年（八〇一）に至って止められている。「大宰府、隼人を進むるを停む」（『日本紀略』『類聚国史』卷一九、延暦二十年六月条）とあるように、ちょうど、九世紀の初頭に終わりを告げることになったが、それはいったいどういうところに原因があったのだろうか。

それは、その前年の十二月に「大隅、薩摩の百姓の墾田を收め、便に口分を授く」（『類聚国史』卷一五九、延暦十九年十二月条）という政策がとられたことに応ずるものであろう。実は隼人は、政府の班田收授の政策には、強い抵抗を示してきた。そのため反乱が起ころされたこともあったほどであった。『続日本紀』天平二年（七三〇）三月条に、「大隅、薩摩両国の百姓、建国以来、未だかつて田を班たず。其れ有するところの田は、悉く

是れ墾田なり。相ひ承けて佃をなし、改め動かすことを願はず。若し班田に従はゞ、恐らく喧嘩多からむ。是に於いて旧に隨ひて動かさず。各自自佃らしむ」とあるように、彼らが班田收授の強行に反対したことを見せる。

### 13 隼人の班田制

延暦十一年（七九二）に、「頃來、隼人の調、或は輸し、或は輸せず。政事に於いて、甚だ不公に涉る。今より以後、宜しく偏へに輸すべし」（『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年八月条）として、隼人の調が次第に途絶えがちになつてゐることを認めている。

これは隼人のサボタージュということもあるが、その反面、隼人社会に貧困な階層が多くなつていく姿を示すものであろう。墾田永代私有法などを契機に、実力の

ある首長層は、墾田を多く増やすチャンスをもつたが、一般の人たちはむしろそれを十分に生かすことはできなかつた。そのうえ、ひきつづく内乱で田畠は荒廃し、生産力が減少していけば、彼らは調の負担すら満足に支払えなくなってしまうのである。そこで政府は、あえて班田収授を施行したのである。つまり、墾田を公収することによって最小限の田を一般の隼人に再分配することで、いちおうの生活基盤を与える。そして、そのうえで隼人の賦課体系を整備しようとしたものである。

#### (四) 隼人の調・庸

##### 1 租・調・庸の制度

中央集権の国家の仕組みが整うにつれて、唐にならつて、さまざまな制度を律令の法典にまとめるしがことが進められ、大宝元年(七〇一)には、大宝律令がつくられた。中央には二官八省などの役所がおかれて、地方は国・郡・里に分けられて、国司・郡司・里長がそれぞれ治めた。律令制度のもとでは、公民(良民)のほかに、奴婢などの低い身分の者(賤民)がおかれた。奴婢は、所有者

の財産として牛や馬と同じように売買され、奴婢以外の者との結婚を禁じられ、その子も奴婢とされた。

人々は、六年ごとにつくられた戸籍にのせられ、唐の均田制にならった班田収授の法によつて、六歳以上の男子には二段(約二四アール)、女子にはその三分の一、奴婢には良民の男女のそれぞれ三分の一の口分田が与えられた。そして、人々は、租・調・庸などの税や、雜徭などの労役を国家に対し負担した。また、男子には兵役の義務があり、なかには、遠く家をはなれて都の警備につく者や、防人となつて北九州の守りにつく者もあつた。

(注)①奴婢 奴婢の数は、全人口の一〇バーセント近くであつたと思われる。

②租 租は、田にかかる税で、口分田の収穫の約三八セント(一段につき稻二束二把)を稻で納めた。

③調 調は、諸國の特産物(絹・糸・綿・紙・鉄・海産物など)を朝廷に納める。

④庸 庸は、労役のかわりとして麻布(歳役一〇日のかわりに麻布二丈六尺)などを納める。

調・庸は大人の男子に課せられ、それも男子の手によつて都まで運ばれ、皇族・貴族の禄や役所の費用など

どに充てられた。調・庸を都まで運ぶ途中の食料は自己負担で、飢えのために倒れる者もあった。

(5) 雜徭 雜徭とは、年間六〇日を限りとして、国司の命令によって地方でさまざまな労働に従事させられるもので、人々の重い負担となつた。

## 2 大隅・薩摩隼人の調・庸

律令時代を通じて、隼人に対しどのように賦課がなされていたか調べてみよう。「賦役令」には、「凡そ辺遠国、夷人雜類あるところ、応に課役を輸すべきも、事に随ひて斟量せよ。必ずしも華夏（中國人が自國を誇つていう言葉）と同じからず」とされ、一般の公民と必ずしも同じでないことを規定している。

『延喜式』（卷二四主計上）では、平安時代の調庸物は、

大隅国 || 行程上り十二日、下り六日。

調 || 綿・布 庸 綿・布 中男作物 紙

薩摩国 || 行程上り十二日、下り六日。

調 || 塩三斛三斗、自余は綿・布を輸せ

庸 綿・紙 中男作物 紙

となつてゐる。一般的諸国に比較して、調庸の種目が非

常に少ないことがあります目立つ。これは、隼人社会の生産体系が単純で、未成熟であることを示唆するものである。大体が綿・麻布で、それに薄鰯・堅魚・塩などの海産物が加わり、また、紙製品が貢上されることが目につく程度である。隼人の國が海洋と深い関係にあつたことからすれば、海産物が少ないとすることは、奇異に感ぜられるが、これも加工技術の不十分さを示すのかもしれない。鮮魚は加工しなければ、京に着くまでに腐つてしまふからである。

さて、『延喜式』の規定は平安朝のものである。奈良時代のものではないから、それをもつてただちに律令時代の隼人の調庸物を推しはかることは危険であろう。それではかんじんの奈良時代はどうであつたかといふと、その実態はあまりはつきりしないのである。ただ、幸いなことに天平八年（七三六）度の「薩摩国正税帳」の断簡が正倉院文書として残されているので、そこにあげられた項目から判断するより道はない。「国司巡行」の箇所に、「壹度検校庸蓆一人医師一人、從一人、并二人一日、单肆人上式人医師從式人」（『大日本古文書』二ノ一四ページ）とあり、明らかに庸として、蓆があつたことが知

られるのである。

『持統紀』によると、筑紫大宰粟田真人朝臣ら隼人一七四人が、牛皮六枚、鹿皮五〇枚とともに布「五十常」を献じているから、布などは古くから貢納されていたのであるう。

一方、『延喜式』(卷二・民部下)によると、「隼人の調布」があつて、一般の調布と区別されていたようである。例えば、大宰府の「管國調物」として、「凡そ大宰府、毎年調綿三千疋を貢綿使に附して進めよ。又、隼人の調布は府家三箇年の雑用料を除くの外、使に附して進上せよ」という規定がある。これは、隼人の調として出された布は、大宰府の三か年の雑用分として残されるほかは、大宰府の官人に持たせてすべて京に運べということであるが、「隼人の調布」が一般の調布と別扱いされていることがわかるのである。

『延喜式』(卷二・主計上)では、「凡そ諸国調を輸するに……調布は三丁にて端になせ。各長さ四丈二尺、広さ二尺四寸、大隅、薩摩両国調布四丁」とあり、大隅・薩摩の調布は四人で一端をなすものであった。庸席といい、調布といい、一般のものより少しづつ大きいのが特

徴である。このように特徴ある調庸物は意外と早い時代からのものであるかもしれない。

このほかにも賦課物はあった。「薩摩国正税帳」によると、「甘葛煎」—アマチャヅルといわれる蔓草の一種を冬の間に切ると液が出る。そのしたたりを集めて濃縮したもののが、甘葛煎であるといわれている。

次に鹿皮であるが、隼人とシカとは結びつきが深い。隼人の地にはシカは多くいたことであろう。この鹿皮は、一つは兵器料として、一つは筆料として大宰府に運送されている。兵器原料貢進で注意したい点は、九州管内筑前以下七か国はその製造した兵器(弓・征箭・胡籠)はすべて大宰府に送り、大宰府の庫に貯納される規定であったが、大隅・薩摩の二国の兵器製造のことは一切触れられていない。鹿皮など兵器原料は、大宰府に貢納するよう命ぜられていたにもかかわらず、在地における兵器の製造は認められていなかつたのだろう。大隅・薩摩の二国だけに認められなかつたのは、隼人がしばしば反乱を繰り返していたためではないだろうか。

最後に、隼人の国に田地が非常に少なかつたことは、隼人の貧困さの原因であったと思われる。『和名抄』に

よると、大宰府管内の西海道諸国の田積は次のとおりである。

筑前国	一万八千五百余町
筑後国	一万二千八百余町
肥前国	一万三千九百余町
肥後国	一万三千五百余町
豊前国	一万三千二百余町
豊後国	七千五百余町
日向国	四千八百余町
大隅国	四千八百余町
薩摩国	四千八百余町

隼人の国とされる日向・大隅・薩摩の田積は他国に比して平均三分の一以下である（以上、「律令下の治政」・井上辰雄著『熊襲と隼人』参考）。

地を公田としそれを人民に授ける班田収授の法を実施したが、これは全国一律には行われなかつたらしい。政府の支配力の強い近畿地方では早くから行われたらしいが、中央から遠くなるに従つて実施も後れ、また、徹底もしなかつたのではないか。別な見方をすれば班田制の実施徹底の度合いによつて中央政府の支配力の強弱を見ることができるかも知れない。

薩摩・大隅においても長い間班田収授は行われなかつたらしい。天平二年（七三〇）「大隅、薩摩両国の百姓未だ班田せず。旧に随つて悉く墾田を許す」とまだ自由な開墾を許している。薩・隅に長い間班田収授が行われなかつた理由として、『県史』には、人民が少なく、したがつて土地の開拓も少ないので、人民に開墾を奨励するためだろう、と述べている。

## 五 班田制と条里制

### (一) 薩・隅における班田制と条里制

大化の改新後、中央政府は土地制度としてすべての土

しかるに桓武天皇の延暦十九年（八〇〇）十二月、薩・隅両国にもはじめて班田収授することになつた（種子島は七年後れて大同二年）。しかし、この延暦年間の班田収授にてもどの程度徹底したか不明であり、恐らくほとんど実施されることなく、程なくもとの墾田状態にもどり、地方豪族の所有のままになつてしま

つたのではなかろうか。班田制は六年に一回実施される（六年一班）ことになっていたが、九世紀に入るところ班田もようやく廃頬期にはいり、天長五年（八二八）から貞觀十七年（八七五）までの六六年間は実施されていない。更に畿内においては承和元年（八三四）班田の間隔を二年とし（十二年一班）、延喜二年（九〇二）には諸国も畿内と同じく十二年一班としている。しかも政府は口分田として与える墾田の開発に苦慮し、養老六年（七二二）には一〇〇万町歩の開墾を計画し、翌養老七年（七二三）に三世一身の法を定め、二〇年後の天平十五年（七八三）には墾田の永世私有を許可している。なお、三世一身の法とは、新しく池溝をつくって開墾したものにはその田地を三世（子、孫、曾孫といわれる）の間所有してよい。もとからあつた池溝を利用して開墾したものには本人一代限りの私有を認めるというもの。それからして薩・隅に班田制が完全に実施されたとはとても思えないものである。

班田制において口分田を配分する場合、土地の所在、面積を明確にするための地割りが条里制である。奈良県には当時の条里制の名残をとどめる遺構が残っている。

薩・隅にも他と同様にこの条里制が実施されたらしいが、その遺構が残っていないので、その実態はよくつかめていない。条里制では土地の地番を表すのに何条何里何坪と示したが、国分の台明寺文書には次のような記録があつて、薩・隅にも条里制が実施されたことを示している。

## (二) 「台明寺文書」にみる条里制

国分市東北方郊外の旧刹台明寺に伝わる、いわゆる台明寺文書に散見する条里制坪名は、大治五年（一一三〇）から建治三年（一二七七）に至る平安末期、約一世紀半にわたる間の、次の古文書によるものである。

1 大治五年（一一三〇）十二月八日曾乃墓町一町沽却状に、「沽り渡す相伝所領の田地の事曾於郡一条二里廿七坪にある一町、字墓地也」。

2 康治元年（一一四二）九月廿日「曾於一条三里九坪捌（八）段字楠本」。

同条四里十九坪内壹段。字久保山。

3 応保二年（一一六二）四月二日「桑東郷一條二里字竹原田陸（六）段」。「曾於郡内取条一里、字花牟

礼田四段半」。

(注) 3の注として『国分市郷土誌』では、字竹原田は、国分市上小川字竹原田であり、字花牟礼は、曾於郡重久(現在の国分市大字重久)の花牟礼である、と説明がしてある(この件については後記参照)。

4 貞応元年(一二二三)九月十一日附常会僧供料田肆段事。小川院一条六里垣本肆段。

5 文暦二年(一二三五)正月十九日「曾於郡須加尾条之内石風田、四至、南、小二郎検校横道云々。

6 寛元元年(一二四三)九月日附寄進料田坪々事

桑東郷一条七里廿九坪玖段地藏講田。

7 弘長三年(一二六三)十一月九日「奉寄進曾野郡郡田樋渡田一町事。東五坪井井乃毛・西野間口。」

(注) 7の条の注として、樋渡・野間口は、重久村の内にあり、郡田(国分市)字と隣接境界点。往古は郡田の中にあつたと推察される、と『国分市郷土誌』は説明している。

8 建治三年(一二七七)二月十二日「提田中略」在曾野郡三条五里。

(注) 8の提田は、国分市清水、国分中学校南一帯、と『国

分市郷土誌』は説明している。

今、以上八種の条里制について、分布を整理してみると、次のようになる。

A 小川院内 || 一条六里垣本  
B 曾於郡内 || 一条三里九坪楠本

一条四里十九坪字久保山

二条二里廿七坪字墓町

三条五里提田

須加尾条字石風田

取条一里字花牟礼

C 桑東郷内 || 一条二里字竹原田

一条七里廿九坪地藏講田

これによつてみると、国分平地の条里制は、小川院と曾於郡(古代の曾於郡といふのは、現在の国分市周辺を主とする郡名で、今日の曾於郡とは大きくずれている)と桑東郷の三つのブロックに分かれて組織されていたことがわかる。しかし、色々な観点から考えてみて、古代条里制が布かれた当時から、小川・曾於・桑東などという郡郷制はなかつたのであるから、右の条里呼称は、その時代の郡郷制に合致するように、呼びなされたものに

すぎないはずである。

世には、条里呼称が郡単位に呼ばれていることを根拠として、条里制の設定は、郡界が定められてから以後でなければならぬと主張する学者もあるが、これは地面を直接区画地割りしていく土地基盤整備事業と、地籍地名の所在を明示するための地番構成事業とを混同するもので、地番構成による条里呼称は現に農耕に無関係な山野にまで広く延びてゐるよう、条里制地割りとは別個に考えなければならない。したがつて一度国郡界に沿つて定められた条里呼称があつたとしても、その国郡に異動があれば、条里呼称はそれに伴つて新たに国郡界に合致するよう変更することは当然であろう。

地を巡察され、当山の裏山に青葉竹の自生するをご覧  
つて、笛竹の貢御所に定められてから、國家鎮護の道場  
となつた。当時の笛藏文書は、世に台明寺文書として古  
物家賞せりという。現在大日本古文書島津家文書に收  
録されているもののほか、薩藩旧記雜錄に散見するもの  
管見の分一六通りあり、うち条里制資料となるものは合  
わせて七通りある(藤井重寿著「薩・隅・國府」参考)。  
竹林山衆集院台明寺は、旧清水村(国分市)山之路に  
あつた。今は歴代住持の墓と小さな泉水が残っているく  
らいのものである。天智天皇の白鳳元年(六七一)勅願  
寺として創建され、國家鎮護の道場となり、その後、中  
古まで將軍の御祈禱所となつたが、開山の僧は明らかで  
ない。

要するに国分平地の三ブロックに分かれる条里呼称は、平安末期にあつた郡郷界の時点での条里名であることを念頭におかなければならぬ（以上、『国分市郷土誌』、藤井重寿著『大隅・薩摩高城国府』、鹿児島県史料「旧記雑録」参考）。

(注)「台明寺文書」とは、『三国名勝図会』に竹林山衆集

院台明寺は、国分寺跡院の末にて天台宗とあり、當時由緒は、天智天皇太子の時筑紫へ下向のみぎり、この

## (三) 牧園における条里制考

鹿児島県史料・旧記雜錄前編の一の二二一ページの、台明寺文書に次のように書いてある。

「写本在清水台明寺」

仏子真寂謹辞 譲与字不動丸田畠事

合

田地陸段<sup>(六)</sup>

(A) 在桑東郷一条二里字竹原田<sup>(六)</sup>陸段者

四至 東限 三牀堂峯	南限 三牀堂田大繩
西限 大河	北限 三牀堂峯

。畠地壱所

(B) 在同郷草上村字古川蘭者

四至 東限 主丸田	南限 主丸田
西限 三牀堂田	北限 三牀堂蘭垣根

右、(A)・(B)は僧の真寂という人が、桑東郷字竹原田にある田六段と、桑東郷草上村字古川蘭の畠地壱所を譲り渡した譲り状である。その田畠の四限をみると、いずれも「三牀堂」名が出てくる。これは、牧園町三体堂に条里制が実施されたということを示すものである。

前記「台明寺文書」にみる条里制<sup>3</sup>の応保二年「桑東郷一条二里字竹原田」の注に、「国分市郷土誌」は、字竹原田は国分市上小川の字竹原田であるとしているが、

上小川字竹原田の四限・東・北限に三牀堂峯、南限に三牀堂田といふよう、三牀堂名のつく峰や田は存在しないということであるから、この「桑東郷一条二里字竹原田」は正しく牧園町三体堂のどこかにあることになる。

國分平地に、古くから条里制の地割りが施行された形跡があることは、有名な地元台明寺文書に明らかであるだけでなく、現に国分市・隼人町地籍図に古代条里制坪名が若干指摘されることによつて証明されるのである。次に掲げるような地名だけは、確実に一〇〇〇年以上の条里制施行に伴う坪名であることは明らかである。

古代条里制地割りの残存坪名として國分平地には、

大字下井Ⅱ六之坪・拾六・二反田。大字上井Ⅱ緑一

仏子真寂(花押)

嫡子紀助房(花押)

条。大字湊<sup>ハシ</sup>二拾武割。大字上小川<sup>ミツカワ</sup>二九ノ坪、北六番、中六番。大字見次<sup>ミタクニ</sup>二六反。大字内山田<sup>ミナミヤマダ</sup>二五ノ坪、八ノ坪。大字小田<sup>コトヤマ</sup>二六ノ坪、六反田。大字松永<sup>マツヨシ</sup>二一条。

などがある。以上あげた地名のほか、これに準ずるものと思われる数字名を負う地名を数えればなお多くのものを指摘することができる。<sup>(あき)</sup>

牧園町にある九七〇の字名を調べてみると、右のようない条里制地割りの残存坪名と思われる地名として、万膳地区に武反田、下中津川地区に四ノ坪、八反丸、持松地区に五反田平という地名がある。しかし、三体地区にこのような地名は見当たらない。

台明寺文書によつて確かめられる条里坪名を頼りに、国分平野の郡別条里制を復原する作業の過程において、『大隅・薩摩高城国府』の中で、著者藤井重寿氏は、まず現地籍図の隼人町大字松永の「一条」が、旧桑東郷の区域内であると見る想定から、この一条の地は、台明寺文書前記<sup>3</sup>の桑東郷内牧園町三体堂方面から里の番号が始まっている一条の条線帶の中に属する地名と見ることによって、この条線帶の里の番号は、北から始まって南に延びるものであるとの推定が立つ。すなわち、この条

線は南北を指すものであることがわかる——とし、郡単位の条里呼称では、特別の事情のない限り、一条の線から始まるのが通例であるから、この原則に沿うものである限り、右の条帶こそは曾於郡と桑東郷とを分けるものであり、したがつて桑東郷の条帶は、天降川沿いの南北一條の帶を基本として西へ二条・三条と並ぶべきはずのものである——と、同書六五ページで述べている。

また、隼人町にある「一条」の小字名は、現在天降川の左岸とはいっても、旧桑東郷一条帶の中の地名で、北方牧園町三体堂方面から始まる里の起点から考へると、おそらく一条十五里の一之坪位に当たる場所と考へられる。今、仮に、三体堂付近の里の起点が、天降川右岸のすべての条帶に共通のものであるとすれば、一条帶の隼人町大字東郷の「六反田」「八反田」は、一条十七里の六坪と八坪に当たり、大字見次の「六反」の地は一条二十二里の六ノ坪に当たる。

国分平地条里制設計当時の一遺物ではあるまいかと考えられる石柱一基が、国分市大字下井にあり、この石柱は昔から「ガンドン石」と呼ばれ村人に親しまれていた。この石柱は、大体地上三尺程度の自然石状の角柱

で、石柱の東向きと西向きとの両面に、同じように二条の凹線を彫り込み、その中間下方に团子状の凹穴を彫り込んだものであると、同書六七、六八ページで述べている。

右のようすに、藤井重寿氏は、牧園町三体堂から、条里制の里の番号が始まり、三体堂は里の起点であると、説明している。では、三体堂のどこを指しているのであろうか、できる範囲でこれを考究してみる。

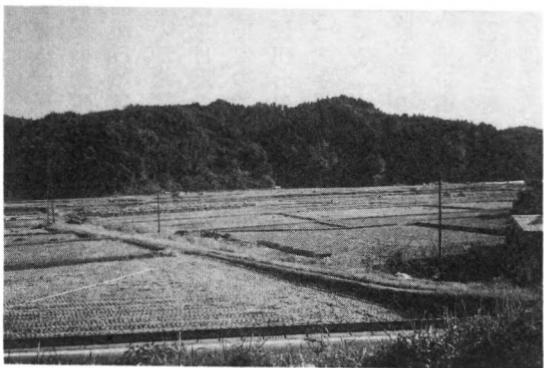
A・「桑東郷一条二里字竹原田六段者」についてみると、字名に竹原田という地名は、三体地区にはない。それでこの場所の位置を示すと思われる、東限、三体堂峯。南限、三体堂田大縄。西限、大河。北限、三体堂峯の四隅からこの地点を探しださねばならない。つまり、東側と北側に峰があり、西側に大川があり、南側に田んぼのある場所である。南限の三体堂田大縄の大縄とは、『日本史辞典』によると、「おおなわ」と読み、広い開墾地での比較的寛大な検地。およよその縄入れのことと、訳している。

三体堂は上三体堂と、下三体堂に分かれしており、上三体堂には、縄文時代の土器があちこちから出土している。

ある。上三体堂地区に焦点をあてて考えた場合、一番目に字川床にある神田の田が考えられる。西側を宮田川が流れ、東には豆打原の峯があり、北方には堂地の峯・南方は田が続いている。田の面積は約二町歩(二ヘクタール)ある。川床公民館の西側にあり、神田の北側には川をへだてて宮田という地名の田がある。神田・宮田とい

る。下三体堂には、倉稻魂命・天照大神・天児屋根命を祀る飯富神社がある。延喜(九〇一)・応和(九二二)・延喜(九六一)・応和(九六一)のころ建立されたといわれれる神社である。

三体堂には、  
石坂川・三体川・  
宮田川の三つが



三体堂川床・神田



三体堂・田方

う地名が社寺田であったのか、それはわからない。次に、三体堂・田方にについて考えてみたい。これも東側には新兵衛塚・春山の峰が続き、北側には宇原の岡が突き出ており、西には石坂川が流れ、南は田んぼである。ここも約二町歩（二ヘクタール）の田がある。橋を渡ると田の入り口に田方公民館があり、その東隣に「田方観世音」の木札をかかげた鳥居が建つ小さなお堂がある。お堂の前に享保十八年（一七三三）八月十八日奉寄進と書いた高さ九〇センチメートルの石柱が立っている。このお堂から、北へ向かって田の中を約三〇メートル

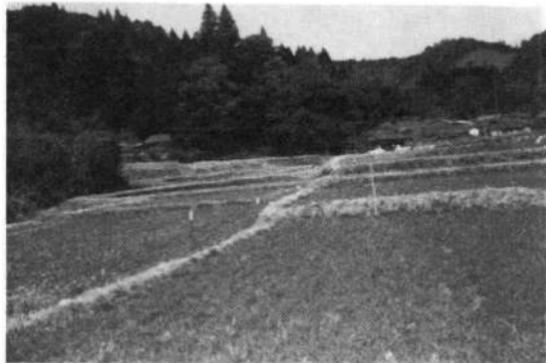
次に、三体堂・田方にについて考えてみたい。これも東側には新兵衛塚・春山の峰が続き、北側には宇原の岡が突き出ており、西には石坂川が流れ、南は田んぼである。ここも約二町歩（二ヘクタール）の田がある。橋を渡ると田の入り口に田方公民館があり、その東隣に「田方観世音」の木札をかかげた鳥居が建つ小さなお堂がある。お堂の前に享保十八年（一七三三）八月十八日奉寄進と書いた高さ九〇センチメートルの石柱が立っている。このお堂から、北へ向かって田の中を約三〇メートル

行った畦に、石塔が建っている。欠損したものを組み立てたと思われるが、この塔は宝篋印塔ではないかと思われる。高さ五五センチメートル、何も銘はない。集落の人聞くと、これは昔から荒神様として恐れられていたということで、この辺一帯の田の所有者、田方牛太郎氏が花を供えてお参りしていたということである。

この石塔から一八〇センチメートル離れた同じ田の畦に、自然石を削ったと思われる四角の石がある。北側は高さ五〇センチメートル、南側は約三〇センチメートル、平たい上面は南西に向かっている。表面は横五〇センチメートル、縦四〇センチメートルの四角な面である。

国分市下井には、条里制設計当時の遺物ではないかといわれる「ガンドン石」と呼ばれる石柱があるということがあるが、前記した四角な石柱は、条里制、里の起線を意味する遺物ではないのだろうか。三体小学校の沿革をみると、明治五年民家で農閑期に夜間読書会。明治十六年この田方集落に小学校が建てられている。田方集落が上三体堂の中心地であったのだろうか。この学校跡は前記田んぼから六〇メートルくらい離れた地点である。

次に下三体堂地区で西側に川があり、東北に峰、南に



三体堂・音川前（飯富神社前）

田んぼのある場所を探してみると、飯富神社前にある「音川前」と、「奈良木」の二か所がある。

まず、飯富神社前の字音川前にある田を考えると、東側に鬼が窪の峰、北には聞迫・渡瀬口の山があり、南に田んぼ、西側を三体川が流れている。面積も二町歩（二ヘクタール）くらいある。南の隅に田に囲まれた二反歩（二〇アール）くらいの畠があり、茶が植えてある。その南は昔穂神社があつたという。また、東側には釈迦堂があつたりして、古くから開けていたと考えられる。三体川に沿つて下方には外蘭・長田・音川田と田んぼが続いている。

最後に、下三体堂地区で、西側を川が流れ、田のひらけたところを人に聞いたり、地図で探してみると、「奈良木」の田が浮かび上がってくる。ここは、飯富神社を左に見て上三体堂方向に約二〇〇メートルくらい上り、右側の旧道に入り一キロメートルくらい坂道を登り、鬼が窪の山を越えて、大丸に出ると眼下に石坂川がみえる。急な坂道を三〇〇メートルくらい下ると橋があり、奈良木の田が広がっている。ここは、東に奈良木の岡、北に牛角の山、西を石坂川が流れ、三町歩（三ヘクタール）くらいの田がまとまっている。しかし、南は高い岩壁にさえぎられ、全く人里離れたいわば隔絶された谷底の田で、耕作している人たちの話をきくと、田植え時の肥料運搬、収穫時の稲の運搬や、その他の道具の持ち運び、すべてを牛や馬の背を借りねばならず、昔は並大抵の苦労ではなかつたという。

以上、上三体堂地区に二か所、下三体堂地区に二か所、計四か所について検討してみた。いずれも、東・北に峰、西に川、南が田で、台明寺文書にある四門の条件にかなう場所である。しかし、現地を調査して各方面から考えた場合、上三体堂の「田方」と、飯富神社前がやは

り有力な比定地となる。特に「田方」の石塔と、自然石の解説が条里制についての解説につながるのではないのだろうか。

次にB・「在桑東郷葦上村字古川蘭者」「畠地壱所」「四至、東限、主丸田。西限、三軒堂田。南限、主丸田。北限、三軒堂蘭垣根」について、これは、「畠地壱所」としてあるから、字古川蘭にある畠地壱か所のことであろう。四囲の説明からみるとこれもやはり三体堂のどこかの畠を示すことになる。三体堂にある字名一四〇を調べてみると、このような字名は見当たらない。

藤井重寿著『大隅・薩摩高城国府』の「始良と桑原と萬德」の項の注に、「畠地壱所」桑東郷葦上村字古川蘭者、云々の場所は現在の牧園町三体堂である、と明記されており、「葦上村」について次のように説明してある。

霧島連峯のなかで、その山容の秀麗さは高千穂に及ばないが、その高さにおいて若干すぐれた韓國嶽の山靈を祀つたと思われる神社に、延喜神名帳に見ゆる韓國宇豆峯神社がある。国分諸古記によれば「祭神不詳、一説には異國の神を祭るという」とあり、現在では五十猛命と、曾富理神

を祀るとされている。五十猛命はスサノヲ神の子ということがになっており、はじめ多くの樹種子をもつて新羅國の曾尺茂梨の處に降ったが、韓國には樹種子を播かないで日本に持来り、筑紫の國から初めて大八州全国に播種せられたので有功之神と称され、常世國新羅臭の濃い神である。

韓國嶽の西南麓には「葦上村」の集落があるが、ここも古代新羅人集落の遺名であろう。葦上村から更に西南に降つて嘉例川の集落がある。国分地方にはこのほか、佳例川・高麗石等、韓地ゆかりの地名が少くない。(以下略)

「桑東郷葦上村字古川蘭」は、確かに牧園町三体堂のどこかを示すことははつきりしているが、東と南が主丸田、西が三軒堂田、北が三軒堂蘭垣根という、これだけでは、この畠地が三体堂のどこの集落のどの畠地を示しているのか、全然見当はつかない。この畠地の所在と、「葦上村」については、今後更に研究調査しなければならない。

最後に、前記A・「桑東郷一条二里字竹原田陸段者」

東限	三軒堂峯	南限	三軒堂田大繩
西限	大河	北限	三軒堂峯

の六段歩の田が、どのように変動していくか、「旧記

「雜錄」からひろってみる。

(花押)

諸衆僧覺仁謹辭・讓与字淨妙房得分事

書生僧在判  
物官大藏

押領使代僧在判  
守護代左三門(定重)尉在判

(台明寺文書)

合

阿弥陀經講壇町 但三丁内

田地參段 但字竹原田・北方可領也、在桑東鄉

右件講經田地等………讓狀如件

建保五年(一二一七)十一月六日

講衆僧覺仁(花押)

(台明寺藏)

主丸名主紀吉久謹言

奉免、主丸名内台明寺新田地藏講田壇町

並、竹原田・陸段 両三方公事等事

右、件新田者、本是主丸名也、雖然沽却之後、被奉寄台明寺守、但為沽却田之間、任、公家関東之御下知状雖可奉令支配本名之公事等………不可為吉久之子孫之狀如件。

文永四年(一二六七)十二月二日

嫡子紀重吉在判

主丸名主紀吉久在判

(台明寺文書)

奉寄進 新田坪之事  
在曾野郡 ……略

桑東鄉

一条七里廿九 攻段 地藏講田

竹原田 六段 燈油田

右、件新田、本領主御家人重代相伝所領也。雖然、依有要用歟、他人沽却間、大略其跡已無足、茲以自、將軍家被付売買之田、可令勤行御家人所役之由、依被仰下、雖下合下知、件寺依為関東御祈禱所、如本奉寄進之狀如件。

寛元元年(一二四三)九月 日

右注進如件

今者學頭田  
公事無之

竹原田五段

主丸名

円明房寄進  
公事無之

右注進如件

正応四年（一二九一）十一月 日

〔台明寺文書〕

つてある。

以上で、「台明寺文書」から、竹原田の記録は消える。  
竹原田の田六段の件が、「台明寺文書」に最初見えたのが、応保二年（一一六二）四月で、正応四年（一二九一）十一月に消える。一二九年の間に文書の上では、四回変動していく、最後には六段の内五段歩が「学頭田」にな

## 六 古文書にみる古代の牧園

### （一）稲積の里から牧園町へ

所属国名	所属郡名	郷町村名	時代区分
大隅国	日向	。稲積の里	古
桑東郷	桑原郡	。稲積城	代
持三中万 体津松堂川膳	。仲川郷	。景行十七年三月十二日、景行天皇、日向の子湯に行幸し、日向と名づけた。（景行紀十七年条）	代
		。当町は、古くは稲積の里と称された。（三国名勝図会）	
		。稲積城の修理（文武三年（六九九）（続日本紀））	
	○奈良時代	。大隅国創置（和銅六年（七一三））	
		。桑原郡の創置（天平勝宝七年（七五五）から、延暦二三年（八〇四）の間に創置された。（地名辞典））	
中世	古		

○桑東郷の初見は、治暦五年（一二六九）、藤原頼光所領配分帳案（平安中期）  
○応保二年（一一六二）台明寺文書に、三駄堂初出  
○建久八年（一一九七）（建久國田帳）に、中津川・万膳・持松

所属国名	所属郡名	郷町村名属	変遷の時代	時代区分
鹿児島県	都城県	桑原郡	。隼人日当山・牧園は桑東郷に所属する。	
始良郡	牧園町	踊・踊郷	○江戸時代の初め ○島津氏の踊郷設置は元和九年（一六二三）といわれる。（県地名大辞典）	
牧園町	牧園村	郷	○明治時代・廃藩置県により鹿児島県誕生 ○明治四年（一八七一）七月十四日 ○明治六年（一八七三）一月十五日、鹿児島県に編入 ○明治二三年（一八八九）、踊郷を牧園村に改む。 ○桑原郡→始良郡へ（明治二九年—一八九〇） ○牧園町→昭和十五年（一九四〇）、町制施行 (注) 持松は古代曾於郡に屬し、元和九年（一六二三）踊郷に編入	
		近世		

第6章 薩摩・大隅国の成立

大隅		薩摩								国名			
菱	伊	甑	高	薩	出	日	河	給	額	谿	鹿兒島	延喜式	
刈	作	島	城	摩	水	置	辺	黎	娃	宿	山	和名抄	
菱	伊	甑	高	薩	出	日	阿	河	給	額	谿	鹿兒島	拾芥抄
刈	作	島	城	摩	水	置	多	辺	黎	娃	宿	山	天保郷帳
菱	伊	甑	高	薩	出	日	阿	河	給	額	谿	鹿兒島	郡名考
刈	佐	島	城	摩	水	置	多	辺	黎	娃	宿	山	郡編制
菱	伊	甑	高	薩	出	日	阿	川	給	額	谿	鹿兒島	明治二〇六年
刈	佐	島	城	摩	水	置	多	辺	黎	娃	宿	山	郡明治二九年正年
菱	北伊佐	南伊佐	甑島	高薩	出水	日阿	川	給	額	谿	鹿兒島	現	
刈	佐	島	城	摩	水	置多	辺黎	娃	宿	山	鹿兒島	在	
伊	薩摩			出	日	川	揖		鹿兒島				
佐	摩			水	置	辺	宿		鹿兒島				
鹿兒島県													
伊佐郡	薩摩郡		出水郡	日置郡	川辺郡	揖宿郡	鹿兒島郡						
大口市	川内市		阿久根市	串木野市	枕崎市	加世田市	指宿市	鹿兒島市					

日向(一部)		琉球(一部)	大隅							國名
諸	諸		馴	熊	大	始	肝	贈	桑	延喜式
縣	縣		謨	毛	隅	櫛	屬	於	原	和名抄
諸	縣		馴	熊	大	始	肝	贈	桑	拾芥抄
縣	縣		謨	毛	隅	櫛	屬	於	原	天郡保名鄉帳
諸	縣	琉球國	馴	熊	大		肝	贈	桑	天郡保名鄉帳
縣	縣	謨	毛	隅		屬		羅	原	
諸	縣	編入隅島國 郡	馴	熊	大		肝	贈	桑	郡區編制
縣	縣		謨	毛	隅		屬	謩	良原	
(東)宮崎諸縣	(西)宮崎諸縣	(北)宮崎諸縣	(南)鹿兒島縣	大島郡	馴熊	北大隅	南屬	東贈謩	始桑良原	明治二〇六年
縣	縣	縣	縣	謨毛				西贈謩		
				贈	大島郡	鹿兒島	肝屬	始		明治二九年正年
				謩	毛					
東	西	北								現
諸	諸	諸								
縣	縣	縣								
郡	郡	郡								
小林市	都城市		名瀬市	西之表市	鹿兒島市	垂水市	鹿屋市		国分市	在

## 第6章 薩摩・大隅国の成立

## (二) 古代の牧園

## 1 稲積の里

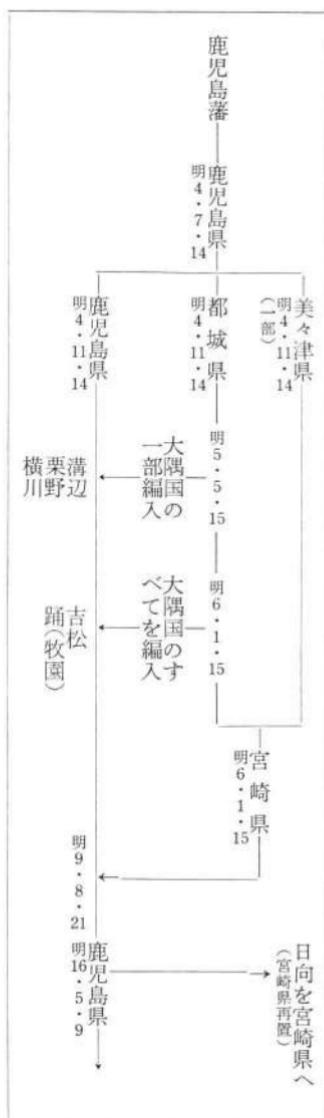
古代、牧園町域は桑原郡に属していた。『和名抄』に桑原郡八郷のうち、仲川郷が地元では、中津川とも称していたことから、当町の上中津川・下中津川に該当する。当町域の宿窪田を旧名で稻積といふから、『和名抄』にみえる稻積は、当町域の踊郷(牧園)の地域といわれる。

神護景雲三年(七六九)、道鏡の宇佐八幡宮神託事件の

虚偽を明らかにした和氣清麻呂が、道鏡の怒りにふれ、大隅国に流されたが、当町域の下中津川犬飼付近がその配流地だとする伝承が古くからある。大隅国には、ほかにそのような伝承地もないことから、何らかの事実に基づく伝承かとも考えられる。その伝承地の一帯を、稻積の里と呼んでいる(『鹿児島県地名大辞典』参考)。

## 2 稲積城

稻積城は、飛鳥期(五九三～七一〇)にみえる城名である。『続日本紀』の文武天皇三年(六九九)の条に、「大宰府修三野・稻積一城」とある。これは、大宰府を



して、三野と稻積の二つの城の修築をさせたという意味である。この時代の九州の城とみられるものに、大野城・基肄城・鞠智城・三野城・稻積城の名が知られているが、このうち三野と稻積の二つの城を修築させているのである。三野とは、日向国兒湯郡の三納郷で、日向国衙の近くにある城である。稻積とは、大隅国桑原郡に稻積郷という郷名があり、『三国名勝図会』に、「稻積は踊郷（牧園）の古名なり」とあるから、稻積城は牧園にあつたのではないかと思われる。

この時期は、対ハヤト政策が、律令政府にとつては、大きな課題であり、この城がのちの国府（国分市）を守護する目的があつたとすると、やはり牧園が有力な候補地となる。「修築させた」とあるから、この城は、文武天皇三年（六九九）以前に建てられたことになる（『鹿

児島県地名大辞典』、中村明藏著『南九州古代ロマン』参考）。

### 3 稲積郷

稲積郷は、古代平安期にみえる郷名で、大隅国桑原郡に八郷あるが、その中の一郷の名である。和氣清麻呂が大隅国に流された時、父老稻積なる者の家に寓居したと

伝えられる地で、宿窪田の旧名は稻積ということから、踊郷辺りかと説かれている（『三国名勝図会』『県史』）。

しかし、「稻積は、踊郷の古名」という『三国名勝図会』「地理纂考」記載の伝承は、その典拠が不明確であり、検討を必要とする。その理由は、仮に牧園町を有力比定地とすると、桑原郡の八郷のうち、二郷（稻積郷と仲川郷）が牧園に存在することになり、たしかにこれは考えられないことである。稻積郷については、『鹿児島県史』も『県地名大辞典』も、牧園町にあるとはしているものの、稻積城と共に今後検討の要があると結んでいる。

（注）桑原郡内の八郷とは、大原郷・大分郷・豊国郷・答西郷・広西郷・桑善郷、そして牧園町にあるといふ稻積郷・仲川郷である。

### 4 仲川郷（中津川）

桑原郡八郷の中の一つ、牧園町にある仲川郷（中津川）は、平安期（七九四～一二九二）にみえる郷名で、『和名抄』に「国用仲津川三字」（国は仲津川の三字を用う）と注記があり、「なかつかわ」を二字にまとめたものとみてよい。牧園町の大字に上中津川・下中津川があり、

これに比定できる。

前記、稻積の里のところで記述したように、和氣清麻呂が流されたのも、この仲川郷（中津川）の大飼瀧付近であるといわれている。神護景雲三年（七六九）、奈良時代のことである（『鹿児島県地名大辞典』参考）。

## 5 桑原郡

桑原郡の創置は、天平勝宝七年（七五五）以後、延暦二十三年（八〇四）以前だと『県地名大辞典』にあるが、

牧園にある仲川郷（中津川）・稻積郷は、この創置と同時に桑原郡に所属している。ところが、平安末期になると、三体堂・万膳・中津川などは、桑東郷に所属して出てくる。そして、近世になると、また桑原郡に所属して桑原郡踊郷・桑原郡牧園村と称している（『県地名大辞典』によると、中世にあっては、桑原郡の呼称はほとんど用いられておらず、実体としても存在せず、消滅している）。

中世になると、桑原郡は、桑東郷（牧園町・日当山辺り）・桑西郷（隼人町・溝辺町辺り）・桑善郷（桑原郡の誤りと考えられ、今の府中国分辺りか）の三郷に分かれ、桑原郡の名は消えてしまう（『県地名大辞典』参考）。

桑東郷三体堂名が出てくるのが、応保二年（一一六二）平安末期の「台明寺文書」の中の、条里制に関する記事で、これが牧園関係では初見らしい。次に、建久八年（一一九七）「建久國田帳」の桑東郷の中に、万膳・中津川の名が出てくる。では、牧園町が、古代から、そして近世にかけて所属していた桑原郡とは、どんな歴史をもつ郡であろうか。

桑原郡は、大隅国（薩摩國）の郡名で、鹿児島湾奥の北岸一帯に位置する。古代には、近世以降の姶良郡域を含む広大な郡域を有したが、中世には、いったん消滅した。『地名辞書』は国郡考を引用して、「桑原郡は、古代の曾於郡を割きて置しなる可し」とする。古代、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）三月条に、「大隅國桑原郡蒲生駅与薩摩國薩摩郡田尻駅相去遙遠、通送艱苦、伏望置駅於薩摩郡櫻野村、以息民苦、許之」とあるのが初見。

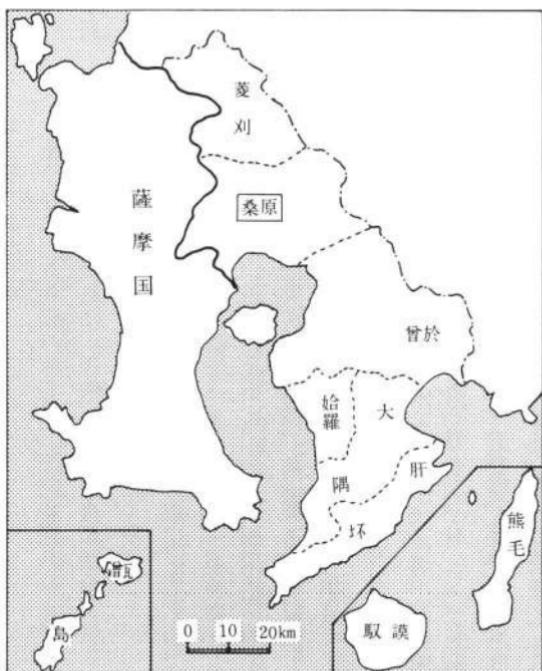
大隅国は、和銅六年（七一三）、日向国から肝付・曾於・大隅・始羅の四郡を割いて建国されたが、「律書残篇」には管郡五郡とあり、菱刈郡が天平勝宝七年（七五五）以後、延暦二十三年（八〇四）以前のこととな

る。『和名抄』の訓は久波波良、管郷は、大原・大分・豊国・答西・広西・桑善・稻積(牧園)・仲川(牧園)の八郷で、このうち、大分・豊国の二郷は、豊国、すなわち豊前(福岡)・豊後(大分)からの移民(ハヤトの反乱にそなえ、ハヤトを指導するために、二一〇〇戸約五〇〇〇人を移住させたこと)によつて建てられた郷と推定される。この郡域は、『日本後紀』に桑原郡蒲生駅の記述があることと、『延喜式』に桑原郡一座鹿児島神社とあること、『和名抄』に久波波良国府の注記があることなどから、蒲生駅・大隅国一之宮鹿児島神宮・大隅国府(国分市)を包括する地域を推定することが可能である(鹿児島県地名大辞典)参考)。

## 6 桑 東 郷

平安末期に三体堂・万膳・中津川が、桑東郷に所属して出てくることについては、前述したが、では、桑東郷とはどんな郷か。桑東郷は、平安末期～室町期にみえる郷名で、大隅国のうち、天降川及び霧島川流域に位置す

大 隅 国 郡 郷 図



(国創置～桑原郡創置)

る。地名の由来は、『和名抄』桑原郡の桑善郷に由来するか、あるいは、桑原郷なるものが本来存在し、それを分割したものか、あるいは桑原郡が平安中期に解体して、院などを分出した後に、本郡部分を東西に分割したものかなど推論はいろいろだが、詳細は不明。初見は、

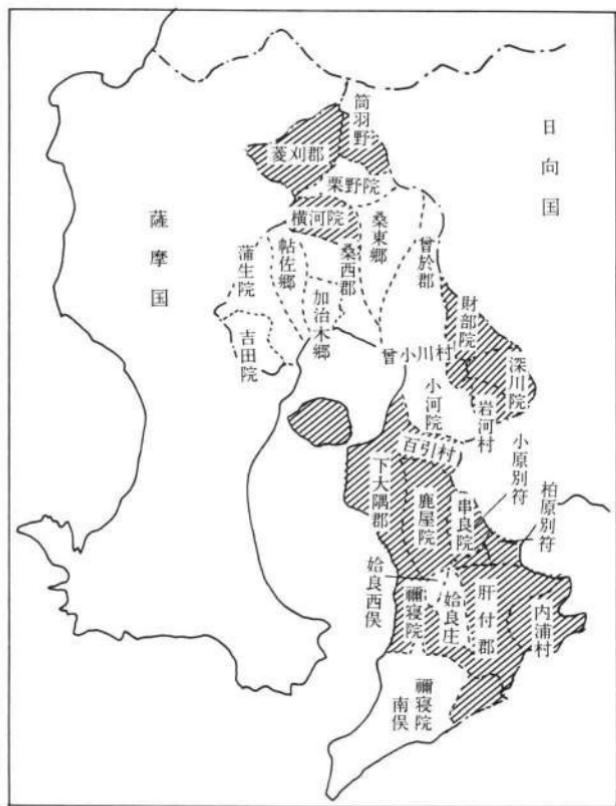
治暦五年(一〇六九)正月二十九日の藤原頼光所領配分

帳案に、桑西郷とともに、「桑東郷田畠者、在坪付抄帳」とある(「禰寢文書」)。建久八年(一一九七)の「大隅国図田帳」によれば、桑東郷の田数は、一八九町四反大、うち正八幡宮領一四三町九反大、八幡宮領の地頭は中原親能、郷の郡司は大中臣時房であった。また、郷内には恒見・万徳・宮永・万善・松永・千手丸・主丸・武安などの名田が存在した(万善とは、牧園の万膳のことである)。

下つて、「島津国史」暦応元年(一一三八)条に、「足利尊氏、贈三郎左衛門尉頼久、大隅桑郷東西」とあり、建武五年(一一三八)正月二十七日の足利尊氏下文案によれば、島津三郎左衛門尉頼久、すなわち川上頼久に、桑郷東西が与えられている(「島津文書」大日古)。桑郷東西とは、桑東郷・桑西郷のことである。

郡域については、建久八年(一一

大隅国郡院郷図



一九七)の「大隅国図田帳」に万善(牧園万膳)・松永・武安、建治二年(一二七六)の「大隅国在序石築地役配符(「旧記雜錄」)に、三台堂(牧園の三体堂)・松永・武安・木之房・東郷・西光寺、永享三年(一四三一)三

月の大隅国留守所下文案に、松永・武安・万善（牧園万膳）・中津河（牧園中津川）など、現在の地名に比定できるものがある。これに基づいて近世の踊郷（牧園町）と日当山郷、すなわち現在の牧園町と隼人町日当山が、桑東郷の境域であったと推定できる。大字単位で述べると、牧園町の持松を除く全域、すなわち宿窪田・三体堂・万膳・中津川・隼人町の東郷・松永・姫城・西光寺・木之房などが含まれる（『鹿児島県地名大辞典』参考）。

（注）持松は、古代曾於郡に所属し、元和九年（一六二三）に踊郷（牧園村）に編入している。

## 7 曾於郡

曾於郡は大隅国の郡名で、贈於・贈雄・贈喰とも書く。

大隅半島北部に位置し、鹿児島湾に面する。現在の国分市域を中心とする地域であるが、時代によつて郡域には大きな変動がある。『日本書紀』天孫降臨の段に「日向襲之高千穂峯」、景行天皇の段に「熊襲」とあり、熊襲は『統日本紀』に「球摩贈喰」と記されている。往古の襲國の名を継承した郡名。氏名はなお「曾君」「曾縣主」などとみえ、彼らが曾於郡一円を支配していたものと思われる。

く。

中世鎌倉期の郡域は国分市の清水・重久を中心とする西部地域、霧島町・牧園町の東部の地域と考えられる。曾於郡を基盤としていたのは郡司職をもつていた税所氏である。この地は、大隅国の要地であったので、諸勢力の争奪の的となり、所領関係もいろいろと変わつてい

『続日本紀』和銅六年（七一三）四月三日条に、「割日向国、肝坏・贈於・大隅始羅四郡、始置大隅国」とあり、日向国のうち四郡を割いて大隅国が建国された。その後、『延喜式』・『和名抄』などでは大隅国は菱刈・桑原・馴謨・熊毛四郡を加えた八郡となつてゐるが、うち菱刈・桑原両郡は曾於郡から分離されたものと推定される。菱刈・桑原の二郡が分立する以前は大隅国の北半を占め、北は肥後・日向両国、西は薩摩国に接する広大な郡域であったであろう。『和名抄』段階の郡域は国分市・福山町・垂水市にまたがり、桜島を含む地域が考えられる。大治五年（一一三〇）十二月八日付けの宗岡重

武田地売券に「曾於郡二条一里廿七坪壠町」とみえるが、大隅国の国衙に近かつたので条里制も実施されたらしくもみえる。

曾於郡は大隅国に属する郡で、郡司職をもつていた税所氏の所領であり、その範囲は郡域を基盤としていた。曾於郡の所領は、郡司職をもつていた税所氏の所領であり、その範囲は郡域を基盤としていた。曾於郡の所領は、郡司職をもつていた税所氏の所領であり、その範囲は郡域を基盤としていた。

## 第七章 牧園と和氣清麻呂

「談うじの園」という書を選定した（清麻呂は後年大坂・平安京の造営の長として活躍した大人物であることを考慮した）。

### 一 清麻呂の遺跡

和氣清麻呂は奈良時代に官僚となり、当時の權勢家道鏡の意にそわなかつたために大隅に流された。

このことを当時の正史『続日本紀』は単に「大隅」とのみ記して、詳しくは書いていない。しかし「宣命」の形式であるから重要視されていたことは推測されるであろう。清麻呂公は配流一年にして政情が一転し、都に帰り、その後は大坂の改造・平安京の造営などに功績を立てた。江戸時代には尊王思想の盛んになるにつれて第一級の忠臣とたたえられた。その配流の地については全く判明していなかった。

寛政のころになつて薩藩随一の学者と目された白尾国柱がこれに着目し、学術研究の立場にたつて次の見解に達した。

(1) 清麻呂の業績にふさわしい説話を探つて「圃老巷

(2) 国府に近く、由緒ある地を選択する。『倭名抄』という古書にある大隅の古い地名「仲ッ河・稻積」などの現在地を踏査すること。

こうして、いわくありげな土地を勘案、当時の桑原郡踊郷の地名に比定した。この意見はその後四〇年後に藩の編纂にかかわる『三国名勝図会』にもそのまま踏襲されている。

島津斉彬公の襲封はそれから一五年後のことであつた。嘉永四年三月、帰国の途中、京都の近衛公の邸を訪れ、話がたまたま清麻呂のことになり、その遺跡を明らかにすることを約されたといふ。

その翌年三月、京都神護寺にあつた清麻呂の廟を御所のそばに移し、護王神社を創建する議が起つて、これに率先して献金されたのも斉彬公で、清公遺跡の探索については、当時全国的な国学の大豪、八田知紀の意見を求められた。知紀は当時お由羅騒動に関与、中宿を命じられて、都城にいたので、国柱の見解に基づき、早速実地

につき踏査、その意見どおりに答申した。斉彬公は嘉永六年東日巡査の際、わざわざ犬飼滝のほとり、中津河に立ち寄り、この地を和氣公の遺跡と決定された。

中村徳五郎氏は、その著『斉彬公伝』（昭和八年刊）に次のように記している。

盛夏、三伏の候ならば、観滝に適しているが嚴冬十二月の観滝とは意味ありげな次第である。然り大いに意味があった。それはこの稲積の里が清麻呂公の配所なることが分明となつたから、公はその遺跡に臨みて千歳の古き知己を偲び、記念の松樹を手植したのである。

このことは上井覚兼の日記によつて有名になつた犬飼滝と同様、鹿児島県の人士に取つては周知のことと屬したであろう。まして、水戸藩と斉彬公に傾倒してやまなかつた西郷が鹿児島入りをする坂本龍馬に詳しく話したであらうし、また龍馬自身もよく知つていたと思われるが、慶応二年、塩浸温泉に湯治した龍馬は手紙のトップに清麻呂公の庵の跡に参つたことを報じてその感激を新たにしている。これは嘉永六年より一六年、斉彬没より八年後のことであった。

それから後の鹿児島は、維新や西南戦争などに追われ

て休まる時が無かつた。ようなく落ち着きを取り戻したのは明治も二十年のころであろう。明治三十一年には和氣公の千百年祭が執り行われ、三十四年には、斉彬公に正一位が追贈された。このころ鹿児島の新聞社が募金を始めたらしく、その時の原稿が残つている。当時の情況は詳しく述べられないが、「忠烈和氣公之碑」の建てられたのは明治三十年のことである。揮ごうは税所篤、かつて薩摩の三傑といわれ、西郷・大久保無きこのころとしては最適任者であつた。そのころ、この人は、中央の職を辞し、霧島神宮の宮司の職にあり、この碑建立に當たつては自ら陣頭に立つたという。

こうしてあたかも斉彬公の五十年祭のような雰囲気の中、在京在郷、協力のもと、打ち建てられた記念の碑であつた。

世には近くに和氣湯があつたからの決定と説く人があるが、この地名はこの碑が建つまでは「脇の湯」と称せられていたことは当時の地券により明らかであり、また、和氣湯にある腰掛け石と称する碑も後年の建碑である。和氣神社創立の際のパンフレットに「小祠あり」と説明のあるほこらも昭和になつてからの建立である。

河伯祭にふさわしい場所として、知紀が選んだ場所は、中津川の荒田橋の近くにある亀園淵であった。付近に古墳や城の跡もあり、郷社もあり、交通の要地でもある。田地豊穣、稲積の名にふさわしく霧島をのぞむ適地としてここを選んだという。その選択の場所を後世に伝えようとして、大正の末、八田知紀五十年祭を機に「齊彬公手植松碑」と「義人稲積翁碑」を建てるとともに、それぞれ現地に「河伯祭場碑」「稻積翁宅趾碑」「高尾寺跡碑」などの建碑がなされたが、すべて鹿児島史談会の手で進められた。これは全く齐彬公を偲ぶ熱意の表れといふべく、手植えの松の枯れて空しくなった今日うたた感慨に堪えない。

## 一 河伯祭と清麻呂

清麻呂が流されたのは大隅国桑原郡中津川村で、それは現在の牧園町中津川に当たるといわれる。そのせいか中津川には以下に述べるような清麻呂に関係ある遺跡、伝説が残っている。



亀園淵、河伯祭場碑

た。稲積翁は清麻呂を慰め励まし、いつの日か都に帰れる日を待っていた。清麻呂が流された神護景雲三年（七六九）の秋は、雨が長く降り続いてやむ暇もなかつた。こういう年には、この村では、河伯祭という祭事をすることが例になつていて。河伯祭というのは、村人からたくさんのお金を集めて、そのお金で村中で一番美しい少女を買い、その娘を河伯の嫁にするのだといって、中津川の淵に沈める祭事である。そうしないと長雨が続き川はあふれ、大洪水となつて、村は大損害を被るというのである。

しかし実は、この祭りは村の悪役人、巫女、長老らが共謀して、何も知らない正直な村人たちを、河伯を慰めるのだとだまして、たくさんのお金をまきあげ、きれいな少女をさらうたくらみであったのである。村人們は今年も長雨が続くので河伯祭が行われるのだろうと思つた。今年はどれくらいずつお金を出すのだろうか。だれの家の娘が犠牲になるのだろうか。よるとさわると村人はうわさをしあつた。

稲積翁は前々から、この祭りが實際は悪人たちの悪たくらみだと気づいていたが、一人の力ではどうすることもできなかつた。その年もいよいよ河伯祭を行うことになつた。今年こそこの悪い風習をやめさせようと決心した稲積翁は、一切を清麻呂にうちあけた。清麻呂も何とかしてこの風習を改めようと決心した。秋もおしつまつた冬近い日、いよいよこの恐ろしい祭事が行われることになつた。濁流に荒れ狂う中津川のほとりに祭場が設けられ、関係者が集まつた。祝詞<sup>のりごと</sup>が奏せられ、祭りは最高潮に達した。いよいよ犠牲になる娘が淵に沈められる時がやつてきた。場内は静まり、恐ろしさのため、今はもう声もでなくなつた娘が川の土手に引き出された。力の

強い男が両わきから娘を支えて今にも深い淵に投げこもうとした。その時、人々をかきわけてとびこんできた二人の男があつた。一人はまず娘を投げこもうとしていた男を川に投げこみ、ついで祭りを主催した巫女の頭<sup>かしら</sup>を川に投げこんだ。それから役人の中でも最も悪がしこい奴を、力一杯川に突き落とした。一瞬の出来事に人々はしばらくぼう然としていた。とびこんできた二人は清麻呂と稲積翁であつた。あわてふためく人々をしずめた二人は河伯祭が役人たちの悪たくらみであることを教え、今後二度とこんなことをしないようになにさとした。集まつたお金では洪水を防ぐための堤防を築いたり、貧しい人たちに配つて農具を買わせたりした。清麻呂の名ははとどろき、村人們は村の大恩人として深く尊敬した。

### 三 和氣神社と関係遺跡

中津川犬飼にある。林田バス犬飼停留所から鹿児島の方に二、三分行つた右手の丘にある。祭神はもちろん和氣清麻呂である。

和氣神社は、昭和十二年、地元崇敬者有志の淨財によ



照国公手植えの松

(右下が犬飼滝)



忠烈和氣公之遺跡碑

(大正10年ごろの絵はがきから)

り「和氣祠堂」が建設され、また「肇國精神修養道場」も併設された。同十四年に「和氣清麻呂公精忠顯彰会」が発足、十七年五月六日、内務省神祇院の創立許可あり、翌十八年起工、二十一年御鎮座祭が斎行された。

### 1 忠烈和氣公之遺跡の石碑

和氣神社境内にあり、明治三十四年九月一日、子爵税所篤らの建立になるものである。

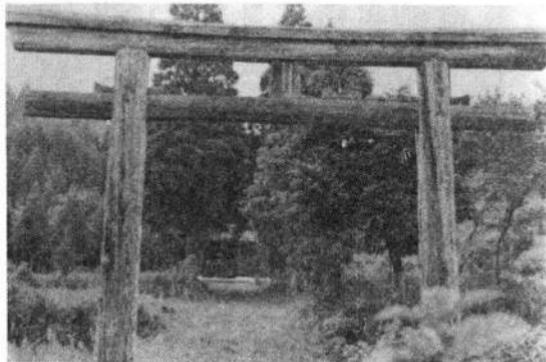
### 2 照国公手植松の記

和氣神社の境内にある。現在は当時の松ではなく、代わりに数本の小さな松が植えてある。石碑の碑文は次のとおり。

#### 照国公手植松之記

大勲位公爵松方正義題額

隅州始良郡牧園村字中津川に一大瀑布あり、犬飼滝と云ふ。矗立數十尺、數条に分れて落下し、壯觀を極む。時維嘉永六年冬太守照國公、封内東目沿岸の防備を充実せんが為に、隅日二州の諸郷を巡視せられ、臘月十八日駕を此の瀑布に駐め、景勝を賞し手づから松樹一株を植ゑさせ給へり。其の後八田知紀翁に命じて和氣公清麻呂謫居の遺跡を探査せしめられしに、会々其の遺跡を瀑布の辺に発見してこれを復命せりと云ふ。爾來星移り物換り明治三十四年



和氣神社（改築前）

秋、子爵税所篤翁等「忠烈和氣公之遺跡」と題する一碑を手植松の傍に

建て、以て照国公の遺旨を紹述せら  
れたり。今や其の樹亭々拱すべく、

以て公が当年の深

意を、偲ばしむる

に足るものあり。

嗚呼忠臣の芳躅、

賢侯の美華、其の

流風の存する此の

地を過ぎ、此の松

を撫する者、誰か甘棠の感無からんや。茲に本会は大方人  
士の贊助を得此の石を建て、以て忠賢の件事を不朽に表  
す。

大正十二年五月

薩藩郷土史研究会謹識

犬飼の滝の下にある。清麻呂が当地にあった一年間、

### 3 和氣の湯

とある。

大正十三年十一月

薩藩郷土史研究会

入浴したと伝えられる。そのそばに高さ数メートルの巨岩がある。清麻呂がよく腰掛けた石だといわれる所以で、通称腰掛石といわれている。

### 4 高尾山寺址

男爵島津長丸書の石碑で、清麻呂が中津川についた当初、仮の宿舎としたといわれるところで、現在公寓居の記念碑が建っている。

### 四 義人稻積翁

#### 1 義人稻積翁の碑

陸軍大將子爵大迫尚敏書によるもので、

奈良時代の末期、隅州旧桑原郡稻積里に義人あり。稻積翁といふ。當時会々和氣清麻呂の竄せられて此の地に至るや、翁は公の忠烈を崇敬し、身の貧苦を忘れて、奉仕する所あり、又公と力を戮せて、中津川の河伯祭の陋習を禁絶し更に水利を興して灌漑に便し、以て衆庶を賑給し、其の流沢今に尽きざるものあり因て一碑を公の忠烈碑の傍に立て此の義人の跡を、天下後昆に告ぐと云爾

2 義人稻積翁住居跡の碑

下中津川荒田にある橋を渡り、持松の方に行く、二、三〇〇メートル先の左手、原田重彦氏宅下の田の畦に建つてある（参議院議員・大久保利武の書）。



義人稻積翁住居跡の碑

第八章 島津荘の開発

古代末期の薩・隅・日の三州には、島津荘と正八幡宮領の二大荘園があった。なかでも島津荘は、「古来未曾有の広大なる荘園」と称され、藤原氏富盛の基盤となつた。島津荘の起源は、後一条天皇の万寿年間（一一〇二四）に、大宰大監平季基が、その弟平判官良宗と共に、日向国諸県郡島津において無主の荒野を開墾して、宇治関白頼通に寄進したことに始まる。正応元年（一一二七）に、

莊中一円莊とある三侯院七〇〇町、島津院三〇〇町を核として、北郷三〇〇町、中郷一八〇町、南中郷二〇〇町などであろう。

その後、大隅においては肝属氏、薩摩においては伊作平氏一族が、その所領を、いわゆる「寄郡」として寄進したので、薩・隅・日の三州総田数一万五〇〇〇町のうち、八〇〇〇町歩を超える古今未曾有の大莊園に発達した。「建久図田帳」の内訳を示すと、本莊が三四〇五町、寄郡が四八三二町とあり、本莊の拡張のほかに、寄郡の著しい増加が目立っている。

宇治関白轉通に寄進したことにして始まる。正応元年（一二八八）六月の島津荘々官言上状に、「島津本庄者。万寿年中。以ニ無主荒野之地、令<sup>せしめ</sup>開発」。庄号令<sup>さしんせしめ</sup>寄<sup>レ</sup>進宇治関白家「以降。……」とあり、ほぼ万寿年間の開発とみてよいであろう。

この島津の地というのは、日向国諸県郡にあり、島津駅が置かれたところである。おおむね現在の都城付近を指し、郡元の地が本庄のあつたところと推定される。季基はその後、三侯院を領し箸野に隠棲したが、島津の本庄として初期に成立したのは、「建久図田帳」に、島津

三州總田數

(単位は町、歩以下切り捨て)

合 計	薩摩國 大隅國 向國	四〇一〇・七 三〇七五・〇 八〇零六・〇	四〇一〇・七 三〇七五・〇 〇・〇零零一	一円莊 寄 郡	島津莊田數	
					國	種別
一五九三・二	一五九三・二	〇・〇五〇	〇・〇五〇	三九九・三 七五八・〇 八七〇	元三三・三 一四八・〇 三三毛・一	計
八三一・一	八三一・一	八三毛・一	八三毛・一	八三一・一	八三一・一	八三一・一

「寄郡」というのは、諸国にはあまり類例をみない三

状に、「島津庄三箇内、云々本庄」、「云々寄郡」、「云々私領」、所務各別也、本庄者領家一円之地、寄郡者半不輸」とみえてるよう、租を半ば輸する土地で、莊園と国衙とに両属の性格を帶びていた。「建久図田帳」には、「為半不輸」、正税官物者、弁済国衙也」と説明してある。

薩・隅の地は辺隅の地で、未開の原野が多く、土地公有制を実施しないで豪族の私墾状態にまかせたということが、薩・隅の地内のはんどを莊園化する最大の原因となつた。そして、私墾主なる郡司らが、閑白家と正八幡宮の二大勢力に寄進したので、他国と異なつて、二つの大きな莊園圈を構成するに至つたのである。

私墾の開発地を権門・寺社に寄進するのは、べつに租税の負担をのがれるのが本旨ではない。寄郡は、応輸の土地であつて、律令下の租税体系のなかに組みこまれているのである。それでもなお寄郡として莊園になろうとしたのはなぜかというと、国司の非違横暴の対抗策として、国司以上に權貴の中央貴族の袖の下に保護を求めたからである。また、せつかく苦労して開発した土地を長く子孫に保有しようとしたからである。

このような開発主たちの望みに最もよくこたえてくれたのが、權勢家藤原頼通であった。頼通は、天皇を凌駕する権門であつたから、島津荘は莊園整理の対象外におかれ、かえって莊園として基礎をかたくすることができた。寄郡の開発領主たちは、それぞれ律令制の郡司・院司などの勢力家であつたが、その開発地を藤原氏に寄進することによつて同時にその開発莊園の「弁済使」として莊務をとつた。

最後に、これら島津荘の開発領主たちが、新しく下向してきた島津氏と、こののち長く抗争の歴史を展開していくことは注目されなければならない。